

平成十六年法律第二百五十四号

(信託業法)

信託業法(大正十一年法律第六十五号)の全部  
を改正する。

目次

第一章 総則(第一条・第二条)	第二章 信託会社	第三章 外国信託業者(第五十三条・第六十四条)
第二節 総則(第三条・第六十五条)	第三節 業務(第二十一条・第三十一条)	第四章 指図権者(第六十五条・第六十六条)
第三節 主要株主(第十七条・第二十条)	第四節 経理(第三十二条・第三十五条)	第五章 信託契約代理店
第四節 監督(第三十六条・第五十条)	第五節 特定の信託についての特例(第五十一条の二・第五十二条)	第六章 業務(第七十四条・第七十六条)
第五節 第二節の規定による業務(第八十一条・第八十五条)	第六節 第二節の規定による業務(第八十一条・第八十五条)	第七章 雑則(第八十六条・第九十条)
第六節 第二節の規定による業務(第八十一条・第八十五条)	第七節 第二節の規定による業務(第七十七条・第七十八条)	第八章 業務(第八十五条の五・第八十五条の十七)
第七節 第二節の規定による業務(第八十一条・第八十五条)	第八節 第二節の規定による業務(第七十九条・第八十四条)	第九章 監督(第八十五条の十八・第八十五条の二十四)
第八節 第二節の規定による業務(第八十一条・第八十五条)	第九節 第二節の規定による業務(第八十一条・第八十五条)	第十章 附則
第九節 第二節の規定による業務(第八十一条・第八十五条)	第十节 第二節の規定による業務(第八十一条・第八十五条)	

10 附則	第一節 総則(目的)	第二節 総則(目的)	第三節 総則(目的)	第四節 総則(目的)	第五節 総則(目的)	第六節 総則(目的)	第七節 総則(目的)	第八節 総則(目的)	第九節 総則(目的)	第十節 総則(目的)
この法律において「信託業」とは、信託の引受け(他の取引に係る費用に充てるべき金銭の預託を受けるものその他の取引に付随して行われるものであつて、その内容等を勘案(定義)	この法律において「信託業」は、信託の公正を確保することにより、もつて国民経済の健全な発展に資することを目的とする。	この法律において「信託業」とは、信託の引受け(他の取引に係る費用に充てるべき金銭の預託を受けるものその他の取引に付随して行われるものであつて、その内容等を勘案(定義)	この法律において「信託業」とは、信託の公正を確保することにより、もつて国民経済の健全な発展に資することを目的とする。	この法律において「信託業」とは、信託の引受け(他の取引に係る費用に充てるべき金銭の預託を受けるものその他の取引に付随して行われるものであつて、その内容等を勘案(定義)	この法律において「信託業」とは、信託の公正を確保することにより、もつて国民経済の健全な発展に資することを目的とする。	この法律において「信託業」とは、信託の引受け(他の取引に係る費用に充てるべき金銭の預託を受けるものその他の取引に付隨して行われるものであつて、その内容等を勘案(定義)	この法律において「信託業」とは、信託の公正を確保することにより、もつて国民経済の健全な発展に資することを目的とする。	この法律において「信託業」とは、信託の引受け(他の取引に係る費用に充てるべき金銭の預託を受けるものその他の取引に付隨して行われるものであつて、その内容等を勘案(定義)	この法律において「信託業」とは、信託の公正を確保することにより、もつて国民経済の健全な発展に資することを目的とする。	この法律において「信託業」とは、信託の引受け(他の取引に係る費用に充てるべき金銭の預託を受けるものその他の取引に付隨して行われるものであつて、その内容等を勘案(定義)
9 第三条	第二節 信託会社(免許の申請)	第二節 信託会社(免許の申請)	第二節 信託会社(免許の申請)	第二節 信託会社(免許の申請)	第二節 信託会社(免許の申請)	第二節 信託会社(免許の申請)	第二節 信託会社(免許の申請)	第二節 信託会社(免許の申請)	第二節 信託会社(免許の申請)	第二節 信託会社(免許の申請)
この法律において「指定紛争解決機関」とは、第六十七条第一項の内閣総理大臣の登録を受けた者をいう。	この法律において「信託契約代理店」とは、第六十五条の二第一項の規定による指定を受ける者をいう。	この法律において「信託契約代理店」とは、第六十五条の二第一項の規定による指定を受けた者をいう。	この法律において「信託契約代理店」とは、第六十五条の二第一項の規定による指定を受けた者をいう。	この法律において「信託契約代理店」とは、第六十五条の二第一項の規定による指定を受けた者をいう。	この法律において「信託契約代理店」とは、第六十五条の二第一項の規定による指定を受けた者をいう。	この法律において「信託契約代理店」とは、第六十五条の二第一項の規定による指定を受けた者をいう。	この法律において「信託契約代理店」とは、第六十五条の二第一項の規定による指定を受けた者をいう。	この法律において「信託契約代理店」とは、第六十五条の二第一項の規定による指定を受けた者をいう。	この法律において「信託契約代理店」とは、第六十五条の二第一項の規定による指定を受けた者をいう。	この法律において「信託契約代理店」とは、第六十五条の二第一項の規定による指定を受けた者をいう。

11 第二章	第一節 信託会社(商号)	第二節 信託会社(資本金の額)	第三節 信託会社(取締役及び監査役)	第四節 信託会社(会計参与設置会社)	第五節 信託会社(業務の種類)	第六節 信託会社(会社の登記事項証明書)	第七節 信託会社(業務方法書)	第八節 信託会社(貸借対照表)	第九節 信託会社(収支の見込みを記載した書類)	第十節 信託会社(前項第三号の業務方法書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。)
この法律において「手続対象信託業務」とは、次に掲げるものをいう。	一 信託会社及び外国信託会社が営む信託業並びに当該信託会社及び外国信託会社のために信託契約代理店が営む信託契約代理業	二 信託業及び当該登録を受けた者が當む業務	三 第二項において準用する場合を含む。)の規定により當む業務並びに当該信託会社及び外国信託会社のために信託契約代理店が営む信託契約代理業	四 会計参与設置会社にあつては、会計参与の氏名又は名称	五 信託業務以外の業務を當むときは、その業務の種類	六 本店その他の営業所の名称及び所在地	七 前項の申請書には、次に掲げる書類添付しなければならない。	八 会社の登記事項証明書	九 資本金の額	十 商号
この法律において「手続対象信託業務」とは、次に掲げるものをいう。	一 信託会社及び外国信託会社が當む信託業並びに当該信託会社及び外国信託会社のために信託契約代理店が営む信託契約代理業	二 信託業及び当該登録を受けた者が當む業務	三 第二項において準用する場合を含む。)の規定により當む業務並びに当該信託会社及び外国信託会社のために信託契約代理店が営む信託契約代理業	四 会計参与設置会社にあつては、会計参与の氏名又は名称	五 信託業務以外の業務を當むときは、その業務の種類	六 本店その他の営業所の名称及び所在地	七 前項の申請書には、次に掲げる書類添付しなければならない。	八 会社の登記事項証明書	九 資本金の額	十 商号
この法律において「手続対象信託業務」とは、次に掲げるものをいう。	一 信託会社及び外国信託会社が當む信託業並びに当該信託会社及び外国信託会社のために信託契約代理店が営む信託契約代理業	二 信託業及び当該登録を受けた者が當む業務	三 第二項において準用する場合を含む。)の規定により當む業務並びに当該信託会社及び外国信託会社のために信託契約代理店が営む信託契約代理業	四 会計参与設置会社にあつては、会計参与の氏名又は名称	五 信託業務以外の業務を當むときは、その業務の種類	六 本店その他の営業所の名称及び所在地	七 前項の申請書には、次に掲げる書類添付しなければならない。	八 会社の登記事項証明書	九 資本金の額	十 商号
この法律において「手続対象信託業務」とは、次に掲げるものをいう。	一 信託会社及び外国信託会社が當む信託業並びに当該信託会社及び外国信託会社のために信託契約代理店が営む信託契約代理業	二 信託業及び当該登録を受けた者が當む業務	三 第二項において準用する場合を含む。)の規定により當む業務並びに当該信託会社及び外国信託会社のために信託契約代理店が営む信託契約代理業	四 会計参与設置会社にあつては、会計参与の氏名又は名称	五 信託業務以外の業務を當むときは、その業務の種類	六 本店その他の営業所の名称及び所在地	七 前項の申請書には、次に掲げる書類添付しなければならない。	八 会社の登記事項証明書	九 資本金の額	十 商号

二 信託業務を健全に遂行するに足りる財産的基礎を有していること。

三 人的構成に照らして、信託業務を的確に遂行することができる知識及び経験を有し、かつ、十分な社会的信用を有していること。

内閣総理大臣は、申請者が次の各号のいずれかに該当するとき、又は前条第一項の申請書若しくは同条第二項各号に掲げる添付書類のうちに虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けているときは、免許を与えてはならない。

一 株式会社（次に掲げる機関を置くものに限る。）でない者

イ 取締役会

ロ 監査役、監査等委員会又は指名委員会等

（会社法（平成十七年法律第八十六号）第五十二条第十二号に規定する指名委員会等をいう。）

二 資本金の額が委託者又は受益者の保護のために必要かつ適当なものとして政令で定める金額に満たない株式会社

三 純資産額が前号に規定する金額に満たない株式会社

四 他の信託会社が現に用いている商号と同一の商号又は他の信託会社と誤認されるおそれのある商号を用いるとする株式会社

五 第十条第一項の規定により第七条第三項の登録の更新を拒否され、第四十四条第一項の規定により第三条の免許を取り消され、第四十五条第一項の規定により第七条第一項の登録、第五十条の二第一項の登録若しくは第五十二条第一項の登録を取り消され、第五十条の二第六項の規定により同条第二項において準用する第七条第三項の登録の更新を拒否され、第八十二条第一項の規定により第六十七条第一項の登録を取り消され、担保付社債信託法（明治三十八年法律第五十二号）第十二条の規定により同法第一条第一項の認可を取り消され、又はこの法律、担保付社債信託法若しくは金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に相当する外国の法令の規定によりする法律に相当する外国の法令の規定により

六 当該外国において受けている同種類の免許、登録若しくは認可（当該免許、登録又は認可に類する許可その他の行政处分を含む。以下この号、第八号ニ及び第十号イにおいて同じ。）を取り消され、若しくは当該免許、登録若しくは認可の更新を拒否され、その取消しの日（更新の拒否の場合にあつては、当該更新の拒否の処分がなされた日。第八号ニ、ホ及びヘ並びに第十号イにおいて同じ。）から五年を経過しない株式会社

七 この法律、信託法、担保付社債信託法、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律、金融商品取引法、投資信託及び投資法人に関する法律（昭和二十六年法律第百九十八号）、商品投資に係る事業の規制に関する法律（平成三年法律第六十六号）、資産の流動化に関する法律（平成十年法律第五五号）若しくは著作権等管理事業法（平成十二年法律第百三十一号）その他政令で定める法律又はこれらに相当する外国の法令の規定に違反し、罰金の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。）に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなつた日から五年を経過しない株式会社

八 取締役若しくは執行役（相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わらず、会社に対し取締役又は執行役と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。以下この号、第四十四条第一項、第四十五条第二項及び第五十条の二第六項第八号において同じ。）、会計参与又は監査役のうちに次のいずれかに該当する者のある株式会社

イ 心身の故障のため信託業に係る職務を適正に執行することができない者として内閣府令で定める者

ロ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者又は外国の法令上これと同様に取り扱われている者

ハ 禁錮以上の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。）に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けたことがなくなつた日から五年を経過しな

二 第十一条第一項の規定により第七条第三項の登録の更新を拒否され、第四十四条第一項の規定により第三条の免許を取り消され、第四十五条第一項の規定により第七条第一項の登録、第五十条の二第二項の登録若しくは第五十二条第一項の登録を取り消され、第五十条の二第六項の規定により同条第二項において準用する第七条第三項の登録の更新を拒否され、第五十四条第六項の規定により同条第二項において準用する第七条第三項の登録の更新を拒否され、第五十九条第一項の規定により第五十三条第一項の免許を取り消され、第六十条第一項の規定により第五十四条第一項の登録を取り消され、若しくは第八十二条第一項の規定により第六十七条第一項の登録を取り消された場合、担保付社債信託法第十二条の規定により同法第三条の免許を取り消された場合又はこの法律、担保付社債信託法若しくは金融機関の信託業務の兼當等に関する法律に相当する外国の法令の規定により当該外国において受けている同種類の免許、登録若しくは認可を取り消された場合、若しくは当該免許、登録若しくは認可の更新を拒否された場合において、その取消しの日前三十日以内にその法人の取締役若しくは執行役、会計参与若しくはこれらに準ずる者は国内における代表者（第五十三条第二項に規定する国内における代表者をいう。）であつた者でその取消しの日から五年を経過しない者

役 第五十九条第二項若しくは第六十条第二項の規定により解任を命ぜられた国内における代表者若しくは支店に駐在する役員若しくは第八十二条第二項の規定により解任を命ぜられた役員又はこの法律に相当する外国の法令の規定により解任を命ぜられた取締役若しくは執行役、会計参与若しくは監査役若しくはこれらに準ずる者でその処分を受けた日から五年を経過しない者 第六号に規定する法律、会社法若しくはこれらに相当する外国の法令の規定に違反し、又は刑法（明治四十年法律第四十五号）第二百四条、第二百六条、第二百八条、第二百八条の二、第二百二十二条若しくは第二百四十七条の罪、暴力行為等处罚に関する法律（大正十五年法律第六十号）の罪若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第四十六条から第四十九条まで、第五十条（第一号に係る部分に限る。）若しくは第五十一条の罪を犯し、罰金の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。）に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなつた日から五年を経過しない者

九 個人である主要株主（申請者が持株会社の私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和二十二年法律第五十四号）第九条第四項第一号に規定する持株会社をいう。以下同じ。）の子会社であるときは、当該持株会社の主要株主を含む。次号において同じ。）のうちに次のいずれかに該当する者である株式会社

イ 心身の故障により株主の権利を適切に行使することができない者として内閣府令で定める者（心身の故障により株主の権利を行使することについて代理人を置く者にあつては、当該代理人が当該内閣府令で定める者又は前号ロからチまでのいずれかに該当する者であるものに限る。）

ロ 前号ロからチまでのいずれかに該当する者

十 法人である主要株主のうちに次のいずれかに該当する者のある株式会社

イ 第十条第一項の規定により第七条第三項の登録の更新を拒否され、第四十四条第一項の規定により第三条の免許を取り消さ

れ、第四十五条第一項の規定により第七条第一項、第五十条の二第一項若しくは第五十二条第一項の登録を取り消され、第五十条の二第六項の規定により同条第二項において準用する第七条第三項の登録の更新を拒否され、第五十四条第六項の規定により同条第二項において準用する第七条第三項の登録の更新を拒否され、第五十九条第一項の規定により第五十三条第一項の免許を取り消され、第六十条第一項の規定により第五十四条第一項の登録を取り消され、第八十二条第一項の規定により第六十七条第一項の登録を取り消され、担保付社債信託法第十二条の規定により同法第三条の免許を取り消され、若しくは金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第十条の規定により同法第一条第一項の認可を取り消され、又はこの法律、担保付社債信託法若しくは金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に相当する外国の法令の規定により当該外国において受けている同種類の免許、登録若しくは認可を取り消され、その取消しの日から五年を経過しない者

ロ 第六号に規定する法律の規定又はこれに相当する外国の法令の規定に違反し、罰金の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。）に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から五年を経過しない者ハ 法人を代表する取締役若しくは執行役、会計参与若しくは監査役又はこれらに準ずる者のうちに次のいずれかに該当する者である者

(1) 心身の故障により株主の権利を適切に行使することができない者として内閣府令で定める者  
(2) 第八号口からチまでのいずれかに該当する者

前項第二号の政令で定める金額は、一億円を下回つてはならない。

4 第二項第三号の純資産額は、内閣府令で定めるところにより計算するものとする。

5 第二項第九号及び第十号の「主要株主」とは、会社の総株主又は総出資者の議決権（株式会社にあつては、株主総会において決議をすることができる事項の全部につき議決権を行使する

き、会社法第八百七十九条第三項の規定により第七条第一項、第五十条の二第一項若しくは第五十二条第一項の登録を取り消され、第五十条の二第六項の規定により同条第二項において準用する第七条第三項の登録の更新がされたときは、その登録（会社の財務及び営業の方針の決定に対しても重要な影響を与えることが推測される事実としての議決権を含む。以下同じ。）の百分の二十（会社の財務及び営業の方針の決定に対しても重要な影響を与えることができるものとのみならぬ）の登録の更新を受けようとする者は、百分の十五）以上の数の議決権（社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）第八四七条第一項又は第一百四十八条第一項の規定により発行者に对抗することができない株式に係る議決権を含み、保有の態様その他の事情を勘案して内閣府令で定めるものを除く。以下この条及び第十七条第一項において「対象議決権」という。）を保有している者をいう。

6 第二項第九号の「子会社」とは、会社がその総株主の議決権の過半数を保有する他の会社をいう。この場合において、会社及びその一若しくは二以上の子会社又は当該会社の一若しくは二以上の子会社がその総株主の議決権の過半数を保有する他の会社は、当該会社の子会社とみなす。

7 次の各号に掲げる場合における第五項の規定の適用については、当該各号に定める対象議決権が保有する当該対象議決権の適用については、当該各号に定める第五項の規定の適用については、当該各号に定める対象議決権が保有しているものとみなす。

ハ 信託契約その他の契約又は法律の規定に基づき、会社の対象議決権行使することができる権限又は当該対象議決権の行使について指図を行うことができる権限を有する場合

8 内閣総理大臣は、第一項の規定による審査の基準に照らし必要があると認めるときは、その必要の限度において、第三条の免許に条件を付し、及びこれを変更することができる。

二 株式の所有関係、親族関係その他の政令で定める特別の関係にある者が会社の対象議決権を保有する場合、当該特別の関係にある者が保有する当該対象議決権

二 内閣総理大臣は、第一項の規定による審査の基準に照らし必要があると認めるときは、その必要の限度において、第三条の免許に条件を付し、及びこれを変更することができる。

三 本店その他の営業所の名称及び所在地

四 会計参与設置会社にあっては、会計参与の氏名又は名称

五 信託業務以外の業務を営むときは、その業務の種類

六 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一 定款

二 会社の登記事項証明書

三 貸借対照表

四 業務方法書

五 その他内閣府令で定める書類

六 前項第三号の業務方法書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 引受けを行う信託財産の種類

二 信託財産の管理又は处分の方法

三 信託財産の分別管理の方法

四 信託業務の実施体制

三 信託業務の一部を第三者に委託する場合にかかる登録を受けた者は、管理型信託業を営むことができる。

4 前項の登録の有効期間は、登録の日から起算して三年とする。

第五条 信託会社（管理型信託会社を除く。）は、その資本金の額を減少しようとするときは、その内閣総理大臣の認可を受けなければならない。（登録）

第六条 信託会社（管理型信託会社を除く。）は、その資本金の額を減少しようとするときは、その内閣総理大臣の認可を受けなければならない。

第七条 信託会社（管理型信託会社を除く。）は、その資本金の額を減少しようとするときは、その内閣総理大臣の認可を受けなければならない。

六 その他内閣府令で定める事項

（登録簿への登録）

第九条 内閣総理大臣は、第七条第一項の登録の申請があつた場合には、次条第一項の規定により登録を拒否する場合を除くほか、次に掲げる事項を管理型信託会社登録簿に登録しなければならない。

一 前条第一項各号に掲げる事項

二 登録年月日及び登録番号

三 内閣総理大臣は、管理型信託会社登録簿を公示の範囲に供しなければならない。

（登録の拒否）

第十条 内閣総理大臣は、申請者が次の各号のいずれかに該当するとき、又は第八条第一項の申請書若しくは同条第二項各号に掲げる添付書類のうちに虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けているときは、その登録を拒否しなければならない。

一 第五条第二項各号（第二号及び第三号を除く。）のいずれかに該当する者

二 資本金の額が委託者又は受益者の保護のために必要かつ適当なものとして政令で定める金額に満たない株式会社

三 純資産額が前号に規定する金額に満たない株式会社

四 定款又は業務方法書の規定が法令に適合せず、又は管理型信託業務を適正に遂行するため必要かつ適当なものとして政令で定める金額に満たない株式会社

五 人的構成に照らして、管理型信託業務を的確に遂行することができる知識及び経験を有すると認められない株式会社

六 前項第三号の純資産額は、内閣府令で定めるところにより計算するものとする。

第十一条 信託会社は、営業保証金を本店の最寄りの供託所に供託しなければならない。

一 前項の営業保証金の額は、信託業務の内容及び受益者の保護の必要性を考慮して政令で定める金額とする。

二 信託会社は、政令で定めるところにより、当該信託会社のために所要の営業保証金が内閣総理大臣の命令に応じて供託される旨の契約を締結し、その旨を内閣総理大臣に届け出たときは、当該契約の効力の存する間、当該契約において供託されることとなつている金額（以下この条において「契約金額」という。）につき第

4 内閣総理大臣は、受益者の保護のため必要があると認めるときは、信託会社と前項の契約を締結した者又は当該信託会社に対し、契約金額の全部又は一部を供託すべき旨を命ずることができる。
5 信託会社は、第一項の當業保証金につき供託（第三項の契約の締結を含む。）を行い、その旨を内閣総理大臣に届け出た後でなければ、信託業務を開始してはならない。
6 信託の受益者は、当該信託に関する生じた債務を受ける権利を有する。
7 前項の権利の実行に関する必要な事項は、政令で定める。
8 信託会社は、當業保証金の額（契約金額を含む。第十項において同じ。）が第二項の政令で定める金額に不足することとなつたときは、内閣府令で定める日から三週間以内にその不足額につき供託（第三項の契約の締結を含む。）を行い、遅滞なく、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。
9 第一項又は前項の規定により供託する當業保証金は、国債証券、地方債証券その他の内閣府令で定める有価証券（社債、株式等の振替に関する法律第二百七十八条第一項に規定する振替債務を含む。）をもつてこれに充てることができるものとする。
10 第一項、第四項又は第八項の規定により供託した當業保証金は、第七条第三項の登録の更新がされなかつた場合、第四十四条第一項の規定により第三条の免許が取り消された場合、第四十五条第一項の規定により第七条第一項の登録が取り消された場合若しくは第四十六条第一項の規定により第三条の免許若しくは第七条第一項の登録がその効力を失つた場合において信託の登録が新受託者への譲渡若しくは帰属権利者の移転が終了したとき、又は當業保証金の額が第二項の政令で定める金額を超えることとなつたときは、政令で定めるところにより、その全部又は一部を取り戻すことができる。
11 前各項に規定するものほか、當業保証金に関する必要な事項は、内閣府令・法務省令で定め（変更の届出）
第十二条 信託会社（管理型信託会社を除く。）は、第四条第一項各号に掲げる事項に変更がある

2 管理型信託会社は、第八条第一項各号に掲げる事項に変更があつたときは、その日から二週間に内に、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならぬ。
3 内閣総理大臣は、前項の届出を受理したときは、その旨を管理型信託会社登録簿に登録しなければならない。
4 内閣総理大臣に届け出なければならない。（業務方法書の変更）
5 内閣総理大臣は、前項の届出書には、第五条第二項第九号及び第十号に該当しないことを誓約すればならない。
6 内閣総理大臣は、前項の届出を受理したときは、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならぬ。（業務方法書の変更）

2 内閣総理大臣は、内閣総理大臣の認可を受けなければならぬ。
2 管理型信託会社は、業務方法書を変更しようとするときは、内閣総理大臣の認可を受けなければならぬ。
2 内閣総理大臣は、前項の届出を受理したときは、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。（業務方法書の変更）
2 内閣総理大臣は、内閣総理大臣に届け出なければならない。（業務方法書の変更）
2 内閣総理大臣は、内閣総理大臣に届け出なければならない。（業務方法書の変更）

2 内閣総理大臣は、内閣総理大臣に届け出なければならない。（業務の委託）

二 信託会社が信託業務を次に掲げる第三者（第一号又は第二号にあつては、株式の所有関係とする者として政令で定める者に該当し、かつ受託者と密接な関係を有する者として政令で定める者に該当しない者に限る。）に委託したときは、前項の規定は、適用しない。ただし、信託会社が、当該委託先が不適任若しくは不誠実であること又は当該委託先が委託された信託業務を的確に遂行していないことを知りながら、その旨の受益者（信託管理人又は受益者代理人）が現に存する場合にあっては、当該信託管理人又は受益者代理人を含む。（第三号、第二十九条の三及び第五十一条第一項第五号において同じ。）に対する通知、当該委託先への委託の解除その他の必要な措置をとることを怠ったときは、この限りでない。

一 信託行為において指名された第三者

二 信託行為において信託会社が受益者の指名に従い信託業務を第三者に委託する旨の定めがある場合において、当該定めに従い指名された第三者

（指定紛争解決機関との契約締結義務等）

三 信託行為において信託会社が受益者の指名に従い信託業務を第三者に委託する旨の定めがある場合において、当該定めに従い指名された第三者

**第二十三条の二** 信託会社は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める措置を講じなければならない。

一 指定紛争解決機関が存在する場合 一の指定期紛争解決機関との間で手続実施基本契約を締結する措置

二 指定紛争解決機関が存在しない場合 手続実施基本契約業務に関する苦情処理措置（顧客からの苦情の処理の業務に従事する使用人その他の従業者に対する助言者しくは指導を第十八条の十三第三項第三号に掲げる者に行わせることがこれに準ずるものとして内閣府令で定める措置をいう。）及び紛争解決措置（顧客との紛争の解決を認証紛争解決手続（裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律（平成十六年法律第二百五十一号）第二条第三号に規定する認証紛争解決手続をいう。）により図ること又はこれに準ずるものとして内閣府令で定める措置をいう。）

信託会社は、前項の規定により手続実施基本契約を締結する措置を講じた場合には、当該

3

一 第一項第一号に掲げる場合に該当していた場合において、同項第二号に掲げる場合に該当することとなつたとき 第八十五条の二十三第一項の規定による紛争解決等業務の廃止の認可又は第八十五条の二十四第一項の規定による指定の取消しの時に、同号に定める措置を講ずるために必要な期間として内閣総理大臣が定める期間

二 第一項第一号に掲げる場合に該当していた場合において、同号の一の指定紛争解決機関の紛争解決等業務の廃止が第八十五条の二十一第一項の規定により認められたとき、又は同号の二の指定紛争解決機関の第八十五条の二第一項の規定による指定が第八十五条の二十四第一項の規定により取り消されたとき(前号に掲げる場合を除く。)その認可は取消しの時に、第一項第一号に定める措置を講ずるために必要な期間として内閣総理大臣が定める期間

三 第一項第二号に掲げる場合に該当していた場合において、同項第一号に掲げる場合に該当することとなつたとき 第八十五条の二第二項の規定による指定の取消しの時に、第一項第一号に定める措置を講ずるために必要な期間として内閣総理大臣が定める期間

(信託の引受けに係る行為準則)

**第二十四条** 信託会社は、信託の引受けに關して、次に掲げる行為(次条に規定する特定信託契約による信託の引受けにあっては、第五号に掲げる行為を除く。)をしてはならない。

一 委託者に対し虚偽のことを告げる行為

二 委託者に対し、不確実な事項について断定的判断を提供し、又は確定であると誤解させるおそれのあることを告げる行為

三 委託者若しくは受益者又は第三者に対し、特別の利益の提供を約し、又はこれを提供する行為(第三者をして特別の利益の提供を約させ、又はこれを提供させる行為を含む。)信託の受益権について損失を生じた場合にこれを補てんし、若しくはあらかじめ一定額の利益を得なかつた場合にこれを補足すること

10

を約し、又は信託の受益権について損失を生じた場合にこれを補てんし、若しくはあらかじめ一定額の利益を得なかつた場合にこれを補足する行為（第三者をして当該行為を約せ、又は行わせる行為を含み、自己の責めに帰すべき事故による損失を補てんする場合を除く。）

五 その他委託者の保護に欠けるものとして内閣府令で定める行為

信託会社は、委託者の知識、経験、財産の状況及び信託契約を締結する目的に照らして適切な信託の引受けを行い、委託者の保護に欠けることのないよう業務を営まなければならぬ。

（金融商品取引法の準用）

二十四条の一 金融商品取引法第三章第一節第五款（第三十四条の二第六項から第八項まで（特定投資家が特定投資家以外の顧客とみなされる場合）並びに第三十四条の三第五項及び第六項（特定投資家以外の顧客である法人が特定投資家とみなされる場合）を除く。）特定投資家）、同章第二節第一款（第三十五条から第三十六条の四まで（第一種金融商品取引業又は投資運用業を行ふ者の業務の範囲、第二種金融商品取引業又は投資助言・代理業のみを行う者の兼業の範囲、業務管理体制の整備、顧客に対する誠実義務、標識の掲示、名義貸しの禁止、社債の管理の禁止等）、第三十七条第一項第二号（広告等の規制）、第三十七条の二（取引態様の事前明示義務）、第三十七条の三第一項第二号から第四号まで及び第六号並びに第三項（契約締結前の書面の交付）、第三十七条の四（契約締結時等の書面の交付）、第三十七条の五（保證金の受領に係る書面の交付、第三十七条の七（指定紛争解決機関との契約締結義務等）、六項及び第七項（損失補填等の禁止）、第四十一条第一号（適合性の原則等）並びに第四十条の二から第四十条の七まで（最良執行方針等、分別管理が確保されていない場合の売買等の禁止、金銭の流用が行われている場合の募集等の禁止、特定投資家向け有価証券の売買等の制限、特定投資家向け有価証券に関する告知義務、のみ行為の禁止、店頭デリバティブ取引に関する電子情報処理組織の使用義務等）を除く。）

(同法第二条第十四項に規定する金融商品市場における相場その他の指標に係る変動により信託の元本について損失が生ずるおそれがある信託契約として内閣府令で定めるものをいう。以下「特定信託契約」という。)による信託の引受けについて準用する。この場合において、これらの規定中「金融商品取引契約」とあるのは「特定信託契約」と、「金融商品取引業」とあるのは「特定信託契約の締結の業務」(顧客を相手方とし、又は顧客のために金融商品取引行為(第二条第八項各号に掲げる行為を除く。)中「金融商品取引行為」とあるのは「特定信託契約の締結」と、同法第三十四条中規定する特定信託契約」と、同法第三十七条の三第一項第一号中「商号、名称又は氏名及び住所」とあるのは「住所」と、同法第三十七条の六第一項中「第三十七条の四第一項」とあるのは「信託業法第二十六条第一項」と、同法第三十九条第二項第一号中「有価証券売買取引等」とあるのは「特定信託契約の締結」と、「前項第一号」とあるのは「損失補填等(信託業法第二十四条第一項第四号の損失の補填又は利益の補足をいう。第三号において同じ。)」と、同項第三号中「有価証券売買取引等」とあるのは「特定信託契約の締結」と、「前項第三号の提供」とあるのは「損失補填等」と、同条第五項中「事故」とあるのは「信託会社の責めに帰すべき事故」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

(信託契約の内容の説明)

**二十五条** 信託会社は、信託契約による信託の引受けを行うときは、あらかじめ、委託者に対し当該信託会社の商号及び次条第一項第三号から第十六号までに掲げる事項(特定信託契約による信託の引受けを行うときは、同号に掲げる事項を除く。)を説明しなければならない。ただし、委託者の保護に支障を生ずることがない場合として内閣府令で定める場合は、この限りでない。

(信託契約締結時の書面交付)

**二十六条** 信託会社は、信託契約による信託の引受けを行ったときは、遅滞なく、委託者に対



に規定する金融商品取引清算機関又は外国金融商品取引清算機関をいう。以下この項において「商品取引清算機関」を債務者とするもの（清算機関が債務引受け等（同法第五十六条の三第一項第六号に規定する金融商品債務引受け業等として、引受け、更改その他の方法により債務を負担することをいう。以下この項において同じ。）により引受け等の対価として負担したものに限る。）と相殺することができる。ただし、信託行為に別段の定めがある場合は、この限りでない。前項の規定により相殺を行ふ信託会社は、当該相殺により信託財産に損害を生じさせたときは、その損害を賠償する責めに任ずる。

#### 第四節 経理

（事業年度）

第三十二条 信託会社の事業年度は、四月一日から翌年三月三十日までとする。

（事業報告書）

第三十三条 信託会社は、事業年度ごとに、事業報告書を作成し、毎事業年度終過後三月以内に内閣総理大臣に提出しなければならない。

（業務及び財産の状況に関する説明書類の縦覧）

第三十四条 信託会社は、事業年度ごとに、業務及び財産の状況に関する事項として内閣府令で定めるものを記載した説明書類を作成し、毎事業年度終了の日以後内閣府令で定める期間を経過した日から一年間、すべての営業所に備え置き、公衆の縦覧に供しなければならない。

第三十五条 前項に規定する説明書類は、電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によつて作成されることができない方式で作られる記録は認識することができます）による情報処理の用に供されるもので内閣府令で定めるものをいう。以下同じ。）をもつて作成することができる。第一項に規定する説明書類が電磁的記録をもつて作成されているときは、信託会社の営業所において当該説明書類の内容である情報を電磁的方法により不特定多数の者が提供を受けることができる状態に置く措置として内閣府令で定めるものをとることができる。この場合においては、同項に規定する説明書類を公衆の縦覧に供したもののみなす。

（株主の帳簿閲覧権の否認）

第三十五条 会社法第四百三十三条の規定は、信託会社（管理型信託会社を除く。以下第三十九

条までにおいて同じ。）の会計帳簿及びこれに関する資料（信託財産に係るものに限る。）については、適用しない。

#### 第五節 監督

（合併の認可）

第三十六条 信託会社を全部又は一部の当事者とする合併は、内閣総理大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

2 前項の認可を受けようとする信託会社は、合併後存続する株式会社又は合併により設立する株式会社（第四項において「合併後の信託会社」という。）について第四条第一項各号に掲げる事項を記載した申請書を内閣総理大臣に提出しなければならない。

3 前項の申請書には、合併契約書その他内閣府令で定める書類を添付しなければならない。

4 内閣総理大臣は、第一項の認可の申請があつた場合においては、合併後の信託会社が第五条第一項各号に掲げる基準に適合するかどうかを審査しなければならない。この場合において、内閣総理大臣は、合併後の信託会社が第五条第

二 部又は一部の承継をさせるために行う吸収分割（次項及び第五項において「吸収分割」という。）は、内閣総理大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。ただし、管理型信託業の承継をさせる吸収分割については、この限りでない。

5 第一項の認可を受けようとする信託会社は、吸収分割により信託業の全部又は一部の承継をする株式会社（以下この条において「承継会社」という。）について次に掲げる事項を記載した申請書を内閣総理大臣に提出しなければならない。

2 前項の認可を受けようとする信託会社は、吸収分割に由り信託業の全部又は一部の承継をする株式会社（以下この条において「承継会社」という。）について次に掲げる事項を記載した申請書を内閣総理大臣に提出しなければならない。

3 前項の申請書には、分割計画その他内閣府令で定める書類を添付しなければならない。

4 内閣総理大臣は、第一項の認可の申請があつた場合においては、承継会社が第五条第一項各号に掲げる基準に適合するかどうかを審査しなければならない。この場合において、内閣総理大臣は、承継会社が第五条第二項各号に掲げる字句と読み替えるものとする。

5 前各項の規定は、信託会社が他の外国信託会社に由る信託業の全部又は一部の譲渡について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句と読み替えるものとする。

第一号	第二号	第三号	第四号	第五号
第一項各号	第二項各号	第三項各号	第四項各号	第五項各号
第一項各号	第二項各号	第三項各号	第四項各号	第五項各号
第一項各号	第二項各号	第三項各号	第四項各号	第五項各号
第一項各号	第二項各号	第三項各号	第四項各号	第五項各号

（権利義務の承継）

第四十条 合併後存続する信託会社又は合併により設立する信託会社は、合併により消滅する信託会社の業務に關し、当該信託会社が内閣総理大臣による認可その他の处分に基づいて有していた権利義務を承継する。

2 前項の規定は、会社分割により信託業の全部の承継をする株式会社は、当該承継の時

に、第三条の内閣総理大臣の免許を受けたものとみなす。

（事業譲渡の認可）

第三十九条 信託会社が他の信託会社に行う信託設分割により設立する株式会社（第四項において「設立会社」という。）について第四条第一項各号に掲げる事項を記載した申請書を内閣総理大臣に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、分割計画その他内閣府令で定める書類を添付しなければならない。

3 前項の申請書には、内閣総理大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。ただし、管

理型信託業のみの譲渡をする事業譲渡について

前項の認可を受けようとする信託会社は、事

業譲渡により信託業の全部又は一部の譲受けを

要件のいずれかに該当するとき、又は第二項の申請書若しくは前項の添付書類のうちに虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けているときは、認可を与えてはならない。

二 譲受会社が承継する信託業の内容

3 前項の申請書には、譲渡契約書その他内閣府令で定める書類を添付しなければならない。

4 内閣総理大臣は、第一項の認可の申請があつた場合においては、譲受会社が第五条第二項各号に掲げる基準に適合するかどうかを審査しなければならない。この場合において、内閣総理大臣は、譲受会社が第五条第二項各号に掲げる字句と読み替えるものとする。

5 第一項の認可を受けようとする信託会社は、吸

收分割により信託業の全部又は一部の承継をする株式会社（以下この条において「承継会社」という。）について次に掲げる事項を記載した申請書を内閣総理大臣に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、分割計画その他内閣府令で定める書類を添付しなければならない。

3 前項の申請書には、内閣総理大臣の認可を受けたものとみなす。

4 内閣総理大臣は、第一項の認可の申請があつた場合においては、承継会社が第五条第一項各号に掲げる基準に適合するかどうかを審査しなければならない。この場合において、内閣総理大臣は、承継会社が第五条第一項各号に掲げる字句と読み替えるものとする。

5 前各項の規定は、信託会社が他の外国信託会社に由る信託業の全部又は一部の譲渡について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句と読み替えるものとする。

（届出等）

第四十一条 信託会社は、次の各号のいずれかに該当することとなつたときは、遅滞なく、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。

1 破産手続開始、再生手続開始又は更生手続開始の申立てを行つたとき。

2 合併（当該信託会社が合併により消滅した場合においては、設立会社が第五条第一項各号に掲げる基準に適合するかどうかを審査しなければならない。この場合において、内閣総理大臣は、設立会社が第五条第二項各号に掲げる

字句と読み替えるものとする。

3 前項の申請書には、分割計画その他内閣府令で定める書類を添付しなければならない。

4 内閣総理大臣は、第一項の認可の申請があつた場合においては、設立会社が第五条第一項各号に掲げる基準に適合するかどうかを審査しなければならない。この場合において、内閣総理大臣は、設立会社が第五条第一項各号に掲げる字句と読み替えるものとする。

5 前各項の規定は、信託会社が他の外国信託会社に由る信託業の全部又は一部の譲渡について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句と読み替えるものとする。



合を含む。)の適用については、同項中「委託者、受益者又は受益者」とあるのは、「委託者、受益者又は内閣総理大臣」とする。  
前項の場合における信託法第六十二条规定第二項及び第四項並びに第六十三条第一項の適用については、これらの規定中「利害関係人」とあるのは、「利害関係人又は内閣総理大臣」とする。  
第一項の場合において、裁判所が信託会社であつた受託者を解任するまでの間は、当該信託会社であった受託者は、なお信託会社とみなす。

**第五十条** 裁判所は、信託会社の清算手続、破産手続、再生手続、更生手続又は承認援助手続において、内閣総理大臣に対し、意見を求め、又は検査若しくは調査を依頼することができる。  
**五十一条** 内閣総理大臣は、前項に規定する手続において、必要があると認めるときは、裁判所に対して、意見を述べることができる。

(信託法第三条第三号に掲げる方法によってです  
る信託についての特例)

をいう。第十項において同じ。) が取得することができる場合として政令で定める場合には、内閣総理大臣の登録を受けなければならぬ。ただし、当該信託の受益者の保護のため支障を生ずることがないと認められる場合として政令

第一項の登録（前項において準用する第七条第三項の登録の更新を含む。第六項並びに第十二項の規定により読み替えて適用する第四十五条第一項第三号及び第九十一条第三号において同じ。）を受けようとする者（第六項において「申請者」という。）は、次に掲げる事項を記載した申請書を内閣総理大臣に提出しなければならない。

二一 商号  
資本金の額

三 取締役及び監査役（監査等委員会設置会社にあっては取締役、指名委員会等設置会社にあっては取締役及び執行役、持分会社にあっては業務を執行する社員）の氏名又は名称

四 会計参与設置会社にあっては、会計参与の業務の種類

五 信託法第三条第二号に掲げる方法によつてする信託に係る事務に関する業務の種類

六 前号の業務以外の業務を當むときは、その業務の種類

七 信託法第三条第二号に掲げる方法によつてする信託に係る事務を行う営業所の名称及び所在地

八 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一 定款

二 会社（会社法第一条第一号に規定する会社をいう。第六項において同じ。）の登記事項証明書

三 信託法第三条第二号に掲げる方法によつてする信託に係る事務の内容及び方法を記載した書類

四 貸借対照表

五 その他内閣府令で定める書類

六 前項第三号の書類には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 信託法第三条第二号に掲げる方法によつてする信託の信託財産の種類

二 信託財産の管理又は処分の方法

三 信託財産の分別管理の方法

四 信託法第三条第二号に掲げる方法によつてする信託に係る事務の実施体制

五 信託法第三条第二号に掲げる方法によつてする信託に係る事務の一部を第三者に委託する場合には、委託する事務の内容並びに委託する事務の選定に係る基準及び手続（第二十二条第五項各号に該当する事務を委託する場合を除く。）

六 信託受益権売買等業務を営む場合には、当該業務の実施体制

七 その他内閣府令で定める事項

一 会社でない者	二 資本金の額が受益者の保護のため必要かつ適當なものとして政令で定める金額に満たない会社
三 純資産額が前号に規定する金額に満たない会社	四 定款若しくは第四項第三号に掲げる書類の規定が、法令に適合せず、又は信託法第三条第三号に掲げる方法によつてする信託に係る事務を適正に遂行するためには十分なものでない会社
五 人の構成に照らして、信託法第三条第三号に掲げる方法によつてする信託に係る事務を的確に遂行することができる知識及び経験を有するとの認められない会社	六 第五条第二項第五号又は第六号に該当する会社
七 他に営む業務が公益に反すると認められ、又は当該他に営む業務を営むことがその信託に係る事務を適正かつ確實に行うことにつき支障を及ぼすおそれがあると認められる会社	八 取締役若しくは執行役、会計参与又は監査役のうちに第五条第二項第八号イからチまでのいずれかに該当する者のある会社
九 内閣総理大臣は、自己信託登録簿を公衆の縦覧に供しなければならない。	十 第一項の登録を受けた者が信託法第三条第三号に掲げる方法によつて信託をしたとき（当該信託の受益権を多数の者が取得することができる場合として政令で定めるときによる。）は、当該登録を受けた者以外の者であつて政令で定めるものに、内閣府令で定めるところにより、他に営む業務を営むことが同項の信託に係る事務を適正かつ確實に行うことにつき支障を及ぼすことのないようにしなければならない。
一一 第一項の登録を受けた者は、内閣府令で定めることにより、他に営む業務を営むことが同項の信託に係る事務を適正かつ確實に行うことにつき支障を及ぼすことのないようにしなければならない。	



第八条第一項商号	第二号	第八条第一項資本金	第一号	第八条第一項商号
監査役	第三号	第八条第一項信託業務	第五号	第八条第一項取締役及び役員
の営業所	第六号	第八条第一項本店その他	第八条第一項	信託業務（特定大学技術移転事業に該当するものに限る。）
事項証明書	第一号	第八条第二項定款	第二号	主たる営業所又は事務所その他の営業所又は事務所
登記事項証明書	第二号	第八条第二項会社の登記	第一号	登記事項証明書
業承認事業者登録簿	第一号	第九条第一項管理型信託	第一号	特定大学技術移転事業
業承認事業者登録簿	第一号	第九条第一項管理型信託	第一号	資本金又は出資の額
で	第三号	第十条第一項第二号及び第一号	第一号	満たない法人
で	第三号	第十条第一項前号に規定する金額に満たない株	第一号	満たない株
業に該当する信託の引受け	第四号	第十条第一項定款	第五号	管理型信託
法人	株式会社	管理型信託	第五号	管理型信託
法人	株式会社	特定大学技術移転事業に該当する信託の引受け	第五号	特定大学技術移転事業に該当する信託の引受け
引受け	法人	特定大学技術移転事業に該当する信託の引受け	第三	承認事業者が第一項の登録を受けて信託の引受けを行う場合には、当該承認事業者が信託会社（第十二条第二項及び第三項、第十三条第二項、第四十五条、第四十六条第三項並びに第四十七条にあっては、管理型信託会社）とみなして、第十一條（第十項の登録の未更新並びに免許の取消し及び失効に係る部分を除く。）、第十二条第二項及び第三項、第十三条第二項、第二十九条の三まで、第三十三条、第三十四条、第四十一条（第五項を除く。）、第四十二条（第二項を除く。）、第四十三条、第四十五条、第四

第十一章 本店  
第十二条 (免許の失効に係る部分を除く。) 第四十七条 (登録の未更新に係る部分を除く。) 第四十八条 (免許の取消しに係る部分を除く。) 第四十九条 (登録の未更新及び免許の取消しに係る部分を除く。) 並びに第五十条並びにこれらの規定に係る第七章の規定を適用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。

六 第 二 十 商 号	第五 条 第二 十 商 号	事項（特定信託契約による信託の引受けを行うときは、同号に掲げる事項を除く。）	事項	商号又は名称
商号又は名称				

第五条	第四十一条第七条第一項の登録	第五十二条第一項の登録
一項		
一号	第四十一条第五条第二項第一号	第五条第二項第五号
二項	第五条第二項第六号	第六号
三項	第五条第三項第六号	第六号
四項	第五条第四项第六号	第六号
五項	第五条第五项第六号	第六号
六項	第五条第六项第六号	第六号
七項	第五条第七项第六号	第六号
八項	第五条第八项第六号	第六号
九項	第五条第九项第六号	第六号
十項	第五十二条第一項第二号	第五十二条第一項第二号

該外国信託業者が国内において設ける他の支店において信託業を営むことができる。

2 前項の免許を受けようとする者（第五項及び第六項において「申請者」という。）は、信託業務を営むすべての支店の業務を担当する代表者（以下「国内における代表者」という。）を定め、次に掲げる事項を記載した申請書を内閣総理大臣に提出しなければならない。

一 商号及び本店の所在地

二 資本金の額

三 役員（取締役及び執行役、会計参与並びに監査役又はこれらに準ずる者をいう。以下同じ。）の氏名

四 信託業務以外の業務をいすれかの支店において営むときは、その業務の種類

五 主たる支店その他の支店の名称及び所在地

六 国内における代表者の氏名及び国内の住所

七 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

八 一定款及び会社の登記事項証明書（これらに準ずるものと含む。）

九 業務方法書

一〇 貸借対照表

一一 収支の見込みを記載した書類

一二 其他内閣府令で定める書類

一三 第四条第三項の規定は、前項第二号の業務方

一四 法書について準用する。

一五 内閣総理大臣は、第一項の申請があつた場合においては、申請者が次に掲げる基準に適合するかどうかを審査しなければならない。

一六 第四条第三項の規定は、前項第二号の業務方

一七 一定款（これに準ずるものと含む。）及び業務方法書の規定が法令に適合し、かつ、信託業務を適正に遂行するため十分なものであることを。

一九 各支店の人的構成に照らして、信託業務を的確に遂行することができる知識及び経験を有し、かつ、十分な社会的信用を有していること。

二〇 内閣総理大臣は、申請者が次の各号のいずれかに該当するとき、又は第二項の申請書若しくは第三項各号に掲げる添付書類のうちに虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けているときは、免許を与えてはならない。

二一 株式会社と同種類の法人でない者

二二 第二項第二号の資本金の額が委託者又は受益者の保護のため必要かつ適当なものとして政令で定める金額に満たない法人

### 三 純資産額が前号に規定する金額に満たない

#### 法人

四 いすれかの支店において他の信託会社若しくは外国信託会社が現に用いている商号若しくは名称と同一の名称又は他の信託会社若しくは名称と同一の名称又は他の信託会社若しくは名称と同一の名称又は他の信託会社若し

くは名称と同一の名称又は他の信託会社若し

すおそれがない者であることについて、外国外の信託業に係る規制当局による確認が行われていない法人

一 前条第六項各号（第二号及び第三号を除く。）のいすれかに該当する者

二 第三項第二号の資本金の額は、内閣府令で定めるところにより計算するものとする。

三 純資産額が前号に規定する金額に満たない

四 定款（これに準ずるものと含む。）又は業

務方法書の規定が法令に適合せず、又は管理

型信託業務を適正に遂行するために十分なも

のでない法人

五 いすれかの支店において、人的構成に照ら

して、管理型信託業務を的確に遂行すること

ができる知識及び経験を有すると認められな

い法人

六 第三項第二号の資本金の額は、内閣府令で定

めるところにより計算するものとする。

七 第二項第二号の純資産額は、内閣府令で定

めるところにより計算するものとする。

八 内閣総理大臣は、第五項の規定による審査の基準に照らし必要があると認めるときは、その必要な限度において、第一項の免許に条件を付し、及びこれを変更することができる。

九 内閣総理大臣は、第五項の規定による審査の基準に照らし必要があると認めるときは、その必要な限度において、第一項の免許に条件を付し、及びこれを変更することができる。

ておるときは、その登録を拒否しなければならない。

一 前条第六項各号（第二号及び第三号を除く。）のいすれかに該当する者

二 第三項第二号の資本金の額が委託者又は受益者の保護のため必要かつ適当なものとして政令で定める金額に満たない法人

三 純資産額が前号に規定する金額に満たない

四 定款（これに準ずるものと含む。）又は業

務方法書の規定が法令に適合せず、又は管理

型信託業務を適正に遂行するために十分なも

のでない法人

五 いすれかの支店において、人的構成に照ら

して、管理型信託業務を的確に遂行すること

ができる知識及び経験を有すると認められな

い法人

六 第三項第二号の資本金の額は、内閣府令で定

めるところにより計算するものとする。

七 第二項第二号の純資産額は、内閣府令で定

めるところにより計算するものとする。

八 内閣総理大臣は、第五項の規定による審査の基準に照らし必要があると認めるときは、その必要な限度において、第一項の免許に条件を付し、及びこれを変更することができる。

九 内閣総理大臣は、第五項の規定による審査の基準に照らし必要があると認めるときは、その必要な限度において、第一項の免許に条件を付し、及びこれを変更することができる。

ておるときは、その登録を拒否しなければなら

ない。

一 前条第六項各号（第二号及び第三号を除

く。）のいすれかに該当する者

二 第三項第二号の資本金の額が委託者又は受

益者の保護のため必要かつ適当なものとして政令で定める金額に満たない法人

三 純資産額が前号に規定する金額に満たない

四 定款（これに準ずるものと含む。）又は業

務方法書の規定が法令に適合せず、又は管理

型信託業務を適正に遂行するために十分なも

のでない法人

五 いすれかの支店において、人的構成に照ら

して、管理型信託業務を的確に遂行すること

ができる知識及び経験を有すると認められな

い法人

六 第三項第二号の資本金の額は、内閣府令で定

めるところにより計算するものとする。

七 第二項第二号の純資産額は、内閣府令で定

めるところにより計算するものとする。

八 内閣総理大臣は、第五項の規定による審査の基準に照らし必要があると認めるときは、その必要な限度において、第一項の免許に条件を付し、及びこれを変更することができる。

九 内閣総理大臣は、第五項の規定による審査の基準に照らし必要があると認めるときは、その必要な限度において、第一項の免許に条件を付し、及びこれを変更することができる。



(免許等の取消し等の場合の解任手続の規定の  
準用)

**第六十一条** 第四十九条の規定は、内閣総理大臣が第五十四条第二項において準用する第七条第三項の登録の更新をしなかつた場合、第五十九条第一項の規定により第五十三条第一項の免許を取り消した又は前条第一項の規定により第五一条第一項の登録を取り消した場合につ

(清算手続等における内閣総理大臣の意見等)  
**六十二条** 裁判所は、外国信託会社の国内において選用する。

又は承認援助手続において、内閣総理大臣に対し、意見を求める、又は検査若しくは調査を依頼することができる。  
第五十条第二項及び第三項の規定は、前項の場合について準用する。

**六十三条** 外国信託会社については信託会社とみなしこつては管理型

信託会社とみなしそうな、外國信託会社の国内における代表者及び支店に駐在する役員（監査役又はこれに準ずる者を除く。）については信託会社

第十条まで、第十二条、第十四条第二項、第七条から第二十一条まで、第三十二条、第三十一条、第三十二条、第三十三条、第三十四条まで、第三十五条まで、第三十六条まで、第三十七条まで、第三十八条まで、第三十九条まで、第四十条まで、第四十一条まで、第四十二条まで、第四十三条まで、第四十四条まで、第四十五条まで、第四十六条まで、第四十七条まで、第四十八条まで、第四十九条まで、第五十条まで、第五十一条まで、第五十二条まで、第五十三条まで、第五十四条まで、第五十五条まで、第五十六条まで、第五十七条まで、第五十八条まで、第五十九条まで、第六十条まで、第六十一条まで、第六十二条まで、第六十三条まで、第六十四条まで、第六十五条まで、第六十六条まで、第六十七条まで、第六十八条まで、第六十九条まで、第七十条まで、第七十一条まで、第七十二条まで、第七十三条まで、第七十四条まで、第七十五条まで、第七十六条まで、第七十七条まで、第七十八条まで、第七十九条まで、第八十条まで、第八十一条まで、第八十二条まで、第八十三条まで、第八十四条まで、第八十五条まで、第八十六条まで、第八十七条まで、第八十八条まで、第八十九条まで、第九十条まで、第九十一条まで、第九十二条まで、第九十三条まで、第九十四条まで、第九十五条まで、第九十六条まで、第九十七条まで、第九十八条まで、第九十九条まで、第一百条まで、第一百一条まで、第一百二条まで、第一百三条まで、第一百四条まで、第一百五条まで、第一百六条まで、第一百七条まで、第一百八条まで、第一百九条まで、第一百十条まで、第一百十一条まで、第一百十二条まで、第一百十三条まで、第一百十四条まで、第一百十五条まで、第一百十六条まで、第一百十七条まで、第一百十八条まで、第一百十九条まで、第一百二十条まで、第一百二十一条まで、第一百二十二条まで、第一百二十三条まで、第一百二十四条まで、第一百二十五条まで、第一百二十六条まで、第一百二十七条まで、第一百二十八条まで、第一百二十九条まで、第一百三十条まで、第一百三十一条まで、第一百三十二条まで、第一百三十三条まで、第一百三十十四条まで、第一百三十十五条まで、第一百三十十六条まで、第一百三十十七条まで、第一百三十十八条まで、第一百三十十九条まで、第一百三十十条まで、第一百三十十一条まで、第一百三十十二条まで、第一百三十十三...

五条及び第四十九条から第五十二条までの規定を除く。)並びにこれらの規定に係る第七章及び第八章の規定を適用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。

項	条	第十一 第十 十一 登録の更新	第七条第三項の 登録の更新	第五十四条第一項に おいて準用する第七条第 三項の登録の更新	主たる支店
項	条	第四十五条第一項	第三条の免許	第五十三条第一項の免 許	第六十条第一項
項	条	第四十五条第一項	第三条の免許	第五十三条第一項の免 許	第六十条第一項

第七条第一項の第五十四条第一項の登録

第七条 第四十一項の登録の更新

務を廃止したときその他同項の規定により届け出た事項を変更したときは、遅滞なく、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。

## 第四章 指図権者 （指図権者の忠実義務）

いて指図を行ふ業を當む者（次条において「指図権者」という。）は、信託の本旨に従い、受益者のため忠実に当該信託財産の管理又は処分等の行為を行つて貰ふべき。

に係る指図を行わなければならない。  
（指図権者の行為準則）

産について、次に掲げる行為をしてはならない。

当該条件での取引が信託財産に損害を与えることとなる条件での取引を行うことを受託者に指図すること。

二 付託の目的付託の内容について付託の内容の管理若しくは処分の方針に照らして不必要な取引を行うことを受託者に指図すること。

当該信託財産に係る受益者以外の者の利益を図る目的をもつて取引（内閣府令で定めるものと余く。）を行つては受托者に指図する

四 その他信託財産に損害を与えるおそれがある行為として内閣府令で定める行為

(登録) 第五章 信託契約代理店  
第一節 総則

**第六十七条** 信託契約代理業は、内閣総理大臣の登録を受けた者でなければ、営むことができない。

（外國信託会社の委託を受けた信託会社又は外國信託会社から委託を受けた信託会社又は外國信託会社（以下「所属信託会社」という。）

い。  
(登録の申請)

者（第七十条において「申請者」という。）は、  
次に掲げる事項を記載した申請書を内閣総理大臣に提出しなければならない。

二 一 商号、名称又は氏名  
法人であるときは、その役員の氏名

三 信託契約代理業を営む営業所又は事務所の名称及び所在地	(2) 第五条第一項第八号ロからチまでのいづれかに該当する者
四 所属信託会社の商号	一 所属信託会社の商号
五 他に業務を営むときは、その業務の種類	二 信託契約代理業を営むすべての営業所又は事務所について、他人に信託契約代理業を営ませてはならない。
六 その他内閣府令で定める事項	三 信託契約代理業務を的確に遂行するための必要な体制が整備されていると認められる者
2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。	四 他に営む業務が公益に反すると認められる者
一 第七十一条第一号又は第二号に該当しないことを誓約する書面	(変更の届出)
二 業務方法書	五 他に営む業務が公益に反すると認められる者
三 法人であるときは、定款及び会社の登記事項証明書(これらに準ずるものも含む。)	三 信託契約代理業務を的確に遂行するための必要な体制が整備されていると認められる者
四 その他内閣府令で定める書類	四 他に営む業務が公益に反すると認められる者

3 前項第二号の業務方法書に記載すべき事項は、内閣府令で定める。	第五条第一項第八号ロからチまでのいづれかに該当する者
第六十九条 内閣総理大臣は、第六十七条第一項の登録の申請があつた場合には、次条の規定により登録を拒否する場合を除くほか、次に掲げる事項を信託契約代理店登録簿に登録しなければならない。	二 内閣総理大臣は、前項の届出を受理したときは、その旨を信託契約代理店登録簿に登録しなければならない。
一 前条第一項各号に掲げる事項	三 信託契約代理店は、第六十八条第一項各号に掲げる事項に変更があつたときは、その日から三十日以内に、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。
二 登録年月日及び登録番号	四 信託契約代理店は、前項の届出を受理したときは、その旨を信託契約代理店登録簿に登録しなければならない。
2 内閣総理大臣は、信託契約代理店登録簿を公衆の縦覧に供しなければならない。	五 信託契約代理店は、前項の届出を受理したときは、その旨を信託契約代理店登録簿に登録しなければならない。
(登録の拒否)	(標識の掲示等)
第七十条 内閣総理大臣は、申請者が次の各号のいずれかに該当するとき、又は第六十八条第一項の申請書若しくは同条第二項各号に掲げる添付書類のうちに虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けているときは、その登録を拒否しなければならない。	第六十九条 信託契約代理店は、信託契約代理業を営む営業所又は事務所ごとに、公衆の見やすい場所に、内閣府令で定める様式の標識を掲示しなければならない。
一 申請者が個人であるときは、次のいずれかに該当する者	第七十一条 信託契約代理店は、信託契約代理業を営む営業所又は事務所ごとに、公衆の見やすい場所に、内閣府令で定める様式の標識を掲示しなければならない。
イ 自身の故障により信託契約代理業を適正に行うことができない者として内閣府令で定める者	二 信託契約代理店は、内閣府令で定めるところにより、商号若しくは名称又は氏名、登録番号、所属信託会社の商号その他内閣府令で定める事項を電気通信回線に接続して行う自動公衆送信(公衆によって直接受信されることを目的として公衆からの求めに応じ自動的に送信を行うことをいい、放送又は有線放送に該当するものを除く)により公衆の閲覧に供しなければならない。ただし、その事業の規模が著しく小さい場合その他の内閣府令で定める場合は、この限りでない。
ロ 第五条第二項第八号ロからチまでのいづれかに該当する者	三 信託契約代理店以外の者は、第一項の標識又はこれに類似する標識を掲示してはならない。
二 申請者が法人であるときは、次のいずれかに該当する者	四 信託契約代理店は、内閣府令で定めるところにより、商号若しくは名称又は氏名、登録番号、所属信託会社の商号その他内閣府令で定める事項を電気通信回線に接続して行う自動公衆送信(公衆によって直接受信されることを目的として公衆からの求めに応じ自動的に送信を行うことをいい、放送又は有線放送に該当するものを除く)により公衆の閲覧に供しなければならない。ただし、その事業の規模が著しく小さい場合その他の内閣府令で定める場合は、この限りでない。
イ 第五条第二項第十号イ又はロに該当する者	五 信託契約代理店は、前項の信託契約代理業務に関する報告書を、委託者若しくは受益者の秘密を害するおそれのある事項又は当該信託契約代理店の業務の遂行上不当な不利益を与えるおそれのある事項を除き、公衆の縦覧に供しなければならない。
ロ 役員のうちに次のいずれかに該当する者のある者	六 信託契約代理店は、内閣府令で定めるところにより、商号若しくは名称又は氏名、登録番号、所属信託会社の商号その他内閣府令で定める事項を電気通信回線に接続して行う自動公衆送信(公衆によって直接受信されることを目的として公衆からの求めに応じ自動的に送信を行うことをいい、放送又は有線放送に該当するものを除く)により公衆の閲覧に供しなければならない。ただし、その事業の規模が著しく小さい場合その他の内閣府令で定める場合は、この限りでない。

第三節 業務	（廃業等の届出）監督
第七十二条 信託契約代理店は、内閣府令で定めるところにより、商号若しくは名称又は氏名、登録番号、所属信託会社の商号その他内閣府令で定める事項を電気通信回線に接続して行う自動公衆送信(公衆によって直接受信されることを目的として公衆からの求めに応じ自動的に送信を行うことをいい、放送又は有線放送に該当するものを除く)により公衆の閲覧に供しなければならない。ただし、その事業の規模が著しく小さい場合その他の内閣府令で定める場合は、この限りでない。	一 信託契約代理業を廃止したとき(会社分割により信託契約代理業の全部の承継をさせたとき、又は信託契約代理業の全部の譲渡をしたときを含む)。その個人又は法人を内閣総理大臣に届け出なければならない。
第七十三条 信託契約代理店は、自己の名義をもつて、他人に信託契約代理業を営ませてはならない。	二 信託契約代理店である個人が死亡したとき(その相続人)。
第七十四条 信託契約代理店は、信託契約の締結の代理(信託会社又は外国信託会社を代理する場合に限る。以下この章において同じ。)又は	三 信託契約代理店である法人が合併により消滅したとき。その法人を代表する役員であった者(その清算人)。
(顧客に対する説明)	四 信託契約代理店である法人が破産手続開始の決定により解散したとき。その破産管財人。

第二節 業務	（廃業等の届出）監督
第七十五条 信託契約代理店は、信託契約の締結の代理(信託会社又は外国信託会社を代理する場合に限る。以下この章において同じ。)又は	一 信託契約代理業を営む営業所又は事務所の名称及び所在地
(顧客に対する説明)	二 信託契約の締結を代理するか媒介するかの別
第七十六条 第二十四条及び第二十五条の規定は、信託契約代理店が行う信託契約の締結の代理又は媒介に關して顧客から財産の預託を受けた場合には、当該財産を自己の固有財産及び他の信託契約の締結に關して預託を受けた財産と分別して管理しなければならない。	三 その他の内閣府令で定める事項
第七十七条 信託契約代理店は、事業年度ごとに、信託契約代理業務に関する報告書を作成し、毎事業年度経過後三月以内に内閣総理大臣に提出しなければならない。	四 信託契約代理店が次の各号のいずれかに該当することとなつたときは、当該各号に該当することとなつたときは、当該各号に該当することとなつたときは、当該各号に該当する
第七十八条 信託契約代理店は、所属信託会社の事業年度ごとに、第三十四条第一項の規定により当該所属信託会社が作成する説明書類を信託契約代理業を営むすべての営業所又は事務所に備え置き、公衆の縦覧に供しなければならぬ。	五 信託契約代理店は、内閣総理大臣は、信託契約代理業務の健全かつ適切な運営を確保するため必要があると認めるときは、当該信託契約代理店若しくは当該信託契約代理店とその業務に關して取引する者に対し当該信託契約代理店の業務に關し参考となるべき報告若しくは資料の提出を命じ、又は当該職員に当該信託契約代理店の営業所若しくは事務所に立ち入りさせ、その業務の状況に關して質問させ、若しくは書類その他の物件を検査させることができる。
第七十九条 信託契約代理店は、内閣府令で定めるところにより立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。	六 信託契約代理店は、内閣府令で定めるところにより立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。
(所属信託会社の説明書類の縦覧)	七 第八十二条 信託契約代理店は、内閣総理大臣は、信託契約代理業務の健全かつ適切な運営を確保するため必要があると認めるときは、当該信託契約代理店若しくは当該信託契約代理店とその業務に關して取引する者に対し当該信託契約代理店の業務に關し参考となるべき報告若しくは資料の提出を命じ、又は当該職員に当該信託契約代理店の営業所若しくは事務所に立ち入りさせ、その業務の状況に關して質問させ、若しくは書類その他の物件を検査させることができる。
第八十条 信託契約代理店は、内閣総理大臣は、信託契約代理業務の健全かつ適切な運営を確保するため必要があると認めるときは、当該信託契約代理店若しくは当該信託契約代理店とその業務に關して取引する者に対し当該信託契約代理店の業務に關し参考となるべき報告若しくは資料の提出を命じ、又は当該職員に当該信託契約代理店の営業所若しくは事務所に立ち入りさせ、その業務の状況に關して質問させ、若しくは書類その他の物件を検査させることができる。	八 信託契約代理店は、内閣府令で定めるところにより立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。
第八十一条 内閣総理大臣は、信託契約代理店の業務の状況に照らして、当該信託契約代理店の信託契約代理業務の健全かつ適切な運営を確保	九 信託契約代理店は、内閣府令で定めるところにより立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

するため必要があると認めるときは、当該信託契約代理店が契約代理店に対し、その必要の限度において、業務方法書の変更その他の業務の運営の改善に必要な措置を命ずることができる。  
**(監督上の処分)**  
**第八十二条** 内閣総理大臣は、信託契約代理店が次の各号のいずれかに該当する場合においては、当該信託契約代理店の第六十一条第一項の登録を取り消し、又は六月以内の期間を定めて業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。  
一 第七十条各号（第二号ロを除く。）に該当することとなつたとき。  
二 不正の手段により第六十一条第一項の登録を受けたことが判明したとき。  
三 法令又は法令に基づく内閣総理大臣の处分に違反したとき。  
四 公益を害する行為をしたとき。  
五 内閣総理大臣は、信託契約代理店の役員が、第五条第二項第八号イからチまでのいずれかに該当することとなつたとき、又は前項第三号に該当する行為をしたときは、当該信託契約代理店に対し当該役員の解任を命ずることができ。

**(登録の失効)**  
**第八十三条** 信託契約代理店が第七十九条各号のいずれかに該当することとなつたとき、又はそのすべての所属信託会社との委託契約が終了したときは、当該信託契約代理店の第六十一条第一項の登録は、その効力を失う。  
（登録の抹消）  
**第八十四条** 内閣総理大臣は、第八十二条第一項の規定により第六十一条第一項の登録を取り消したとき、又は前条の規定により同項の登録がその効力を失つたときは、当該登録を抹消しなければならない。  
（第五節 雜則）  
**(所属信託会社の損害賠償責任)**  
**第八十五条** 信託契約代理店の所属信託会社は、信託契約代理店が行つた信託契約の締結の代理又は媒介につき顧客に加えた損害を賠償する責務に任ずる。ただし、所属信託会社が信託契約代理への委託につき相当の注意をし、かつ、信託契約代理店が行う信託契約の締結の代理又は媒介につき顧客に加えた損害の発生の防止に努めたときは、この限りでない。

## 第五章 の二 指定紛争解決機関

### 第一節 総則

（紛争解決等業務を行う者の指定）  
**第八十五条の二** 内閣総理大臣は、次に掲げる要件を備える者を、その申請により、紛争解決等業務を行う者として、指定することができます。

二 第八十五条の二十四第一項の規定により合若しくはこの法律に相当する外国の法令の規定により当該外国において受けている当該指定に類する行政処分を取り消された場合において、その取消しの日前一ヶ月以内にその法人の役員（外国の法令上これと同様に取り扱われる者）による刑を含む。二においては、その執行を終わり、又はその刑の執行を受けたことがなくなりた日から五年を経過しない者でない者。  
三 この法律若しくは弁護士法（昭和二十四年法律第二百五号）又はこれらに相当する外国の法令による刑を含む。）に処せられたる外國の規定に違反し、罰金の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。）又はこれらに相当する業務に係るものとして政令で定めるものを取り消され、その取消しの日から五年を経過しない者でない者。  
四 役員のうちに、次のいずれかに該当する者がないこと。  
イ 心身の故障のため紛争解決等業務に係る職務を適正に執行することができない者として内閣府令で定める者  
ロ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者又は外国の法令上これと同様に取り扱われている者  
ハ 禁錮以上の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。）に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けたことがなくなりた日から五年を経過しない者でない者。

二 第八十五条の二十四第一項の規定により合若しくはこの法律に相当する外国の法令の規定により当該外国において受けている当該指定に類する行政処分を取り消された場合において、その取消しの日前一ヶ月以内にその法人の役員（外国の法令上これと同様に取り扱われる者）による刑を含む。二においては、その執行を終わり、又はその刑の執行を受けたことがなくなりた日から五年を経過しない者でない者。  
三 この法律若しくは弁護士法（昭和二十四年法律第二百五号）又はこれらに相当する外国の法令による刑を含む。）に処せられたる外國の規定に違反し、罰金の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。）又はこれらに相当する業務に係るものとして政令で定めるものを取り消され、その取消しの日から五年を経過しない者でない者。  
四 役員のうちに、次のいずれかに該当する者がないこと。  
イ 心身の故障のため紛争解決等業務に係る職務を適正に執行することができない者として内閣府令で定める者  
ロ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者又は外国の法令上これと同様に取り扱われている者  
ハ 禁錮以上の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。）に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けたことがなくなりた日から五年を経過しない者でない者。

二 第八十五条の二十四第一項の規定により合若しくはこの法律に相当する外国の法令の規定により当該外国において受けている当該指定に類する行政処分を取り消された場合において、その取消しの日前一ヶ月以内にその法人の役員（外国の法令上これと同様に取り扱われる者）による刑を含む。二においては、その執行を終わり、又はその刑の執行を受けたことがなくなりた日から五年を経過しない者でない者。  
三 この法律若しくは弁護士法（昭和二十四年法律第二百五号）又はこれらに相当する外国の法令による刑を含む。）に処せられたる外國の規定に違反し、罰金の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。）又はこれらに相当する業務に係るものとして政令で定めるものを取り消され、その取消しの日から五年を経過しない者でない者。  
四 役員のうちに、次のいずれかに該当する者がないこと。  
イ 心身の故障のため紛争解決等業務に係る職務を適正に執行することができない者として内閣府令で定める者  
ロ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者又は外国の法令上これと同様に取り扱われている者  
ハ 禁錮以上の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。）に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けたことがなくなりた日から五年を経過しない者でない者。

二 第八十五条の二十四第一項の規定により合若しくはこの法律に相当する外国の法令の規定により当該外国において受けている当該指定に類する行政処分を取り消された場合において、その取消しの日前一ヶ月以内にその法人の役員（外国の法令上これと同様に取り扱われる者）による刑を含む。二においては、その執行を終わり、又はその刑の執行を受けたことがなくなりた日から五年を経過しない者でない者。

三 この法律若しくは弁護士法（昭和二十四年法律第二百五号）又はこれらに相当する外国の法令による刑を含む。）に処せられたる外國の規定に違反し、罰金の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。）又はこれらに相当する業務に係るものとして政令で定めるものを取り消され、その取消しの日から五年を経過しない者でない者。

四 内閣総理大臣は、第一項の規定による指定をしようとするときは、同項第五号から第七号までに掲げる要件（紛争解決手続の業務に係る部分に限り、同号に掲げる要件にあつては、第

十五条の七第四項各号及び第五項各号に掲げる基準に係るものに限る。）に該当していることについて、あらかじめ 法務大臣に協議しなければならない。

（秘密保持義務等）  
**第八十五条の四** 指定紛争解決機関の紛争解決委員（第八十五条の十三第二項の規定により選任された紛争解決委員をいう。次項、次条第二項並びに第八十五条の七第二項及び第四項において同じ。）若しくは役員若しくは職員又はこれらの職にあつた者は、紛争解決等業務に關して知り得た秘密を漏らし、又は自己の利益のために使用してはならない。

2 指定紛争解決機関の紛争解決委員又は役員若しくは職員で紛争解決等業務に從事する者は、刑法その他の罰則の適用については、法令によ

## 第二節 業務

(指定紛争解決機関の業務)  
第八十五条の五 指定紛争解決機関は、この法律及び業務規程の定めるところにより、紛争解決等業務を行うものとする。

2 指定紛争解決機関(紛争解決委員を含む。)は、当事者である加入信託会社等(手続実施基本契約を締結した相手方である信託会社等をいふ。以下この章において同じ。)若しくはその顧客(以下この章において単に「当事者」といふ。)又は当事者以外の者との手続実施基本契約その他の契約で定めるところにより、紛争解決等業務を行うことに関し、負担金又は料金その他の報酬を受けることができる。

(苦情処理手続又は紛争解決手続の業務の委託)  
第八十五条の六 指定紛争解決機関は、他の指定紛争解決機関又は他の法律の規定による指定であつて紛争解決等業務に相当する業務に係るものとして政令で定めるものを受けた者(第八十五条の十三第四項及び第五項において「受託紛争解決機関」という。)以外の者に対して、苦情処理手続又は紛争解決手続の業務を委託してはならない。

### (業務規程)

第八十五条の七 指定紛争解決機関は、次に掲げる事項に関する業務規程を定めなければならない。

- 一 手続実施基本契約の締結に関する事項
- 二 紛争解決等業務の実施に関する事項
- 三 紛争解決等業務に要する費用について加入信託会社等が負担する負担金に関する事項
- 四 当事者から紛争解決等業務の実施に関する事項にかかる手続を実施する国機関、地方公共団体、民間事業者その他の者の連携に関する事項
- 五 公共団体、民間事業者その他の者の連携に関する事項
- 六 他の指定紛争解決機関その他相談、苦情の処理又は紛争の解決を実施する地元の機関、地元の各号に掲げるもののはか、紛争解決等業務の実施に必要な事項として内閣府令で定めるもの
- 七 紛争解決等業務に関する苦情の処理に関する事項
- 八 前各号に掲げるもののはか、紛争解決等業務の内容とするものでなければならない。

2 前項第一号の手続実施基本契約は、次に掲げる事項を内容とするものでなければならない。  
一 指定紛争解決機関は、加入信託会社等の顧客からの手続対象信託業務関連苦情の解決の申立てに

申立て又は当事者からの紛争解決手続の申立てに基づき苦情処理手続又は紛争解決手続を開始すること。

二 指定紛争解決機関又は紛争解決委員は、苦情処理手続を開始し、又は加入信託会社等の顧客からの申立てに基づき紛争解決手続を開始した場合において、加入信託会社等にこれらの手続に応じるよう求めることができ、当該加入信託会社等は、その求めがあつたときは、正当な理由なくこれを拒んではならないこと。

三 指定紛争解決機関又は紛争解決委員は、苦情処理手続又は紛争解決手続において、加入信託会社等に対し、報告又は帳簿書類その他の物件の提出を求めることができ、当該加入信託会社等は、その求めがあつたときは、正当な理由なくこれを拒んではならないこと。

四 紛争解決委員は、紛争解決手続において、手続対象信託業務関連紛争の解決に必要な和解案を作成し、当事者に対し、その受諾を勧告することが、前号の和解案の受諾の勧告によつては当事者間に和解が成立する見込みがない場合において、事案の性質、当事者の意向、当事者の手続進行の状況その他の事情に照らして相当であると認めるときは、手続対象信託業務関連紛争の解決のために必要な特別調停案を作成し、理由を付して当事者に提示することができること。

五 紛争解決委員は、紛争解決手続において、前号の和解案の受諾の勧告によつては当事者間に和解が成立する見込みがない場合において、事案の性質、当事者の意向、当事者の手続進行の状況その他の事情に照らして相当であると認めるときは、手続対象信託業務関連紛争の解決のために必要な特別調停案を作成し、理由を付して当事者に提示することができること。

六 加入信託会社等は、訴訟が係属している請求を目的とする紛争解決手続が開始された場合には、当該訴訟が係属している旨、当該訴訟における請求の理由及び当該訴訟の程度を指定紛争解決機関に報告しなければならないこと。

七 加入信託会社等は、紛争解決手続の目的となつた請求に係る訴訟が提起された場合には、当該訴訟における請求の理由及び当該訴訟の程度を指定紛争解決機関に報告しなければならないこと。

八 加入信託会社等は、紛争解決手続の申立てを受けた場合において、手続対象信託業務関連紛争の当事者となる当該加入信託会社等に对他の当事者となる当該加入信託会社等に對し、速やかにその旨を通知すること。

九 指定紛争解決機関が加入信託会社等の顧客から第七号の紛争解決手続の申立てを受けた場合において、手続対象信託業務関連紛争の当事者となる当該加入信託会社等に对他の当事者となる当該加入信託会社等に對し、速やかにその旨を通知すること。

十 紛争解決手続において提出された帳簿書類その他の物件の保管、返還その他の取扱いの方法を定めていること。

十一 紛争解決手続において陳述される意見又は提出され、若しくは提示される帳簿書類その他の物件に含まれる手続対象信託業務関連紛争の当事者とする手続対象信託業務関連紛争について紛争解決手続の業務を行うこととしている指定紛争解決機関にあつては、当該実質的支配者等若しくは当該子会社等又は指定紛争解決機関が紛争解決委員のための取扱いの方法を定めていること。

十二 紛争の当事者又は第三者の秘密について、当該秘密の性質に応じてこれを適切に保持するための取扱いの方法を定めていること。

十三 第九項に規定する手続実施記録

九 加入信託会社等は、第六号若しくは第七号の訴訟が裁判所に係属しなくなつた場合又はその訴訟について裁判が確定した場合には、その旨及びその内容を指定紛争解決機関に報告しなければならないこと。

十 加入信託会社等は、その顧客に対し指定紛争解決機関による紛争解決等業務の実施について周知するため、必要な情報の提供その他措置を講じなければならないこと。

十一 前各号に掲げるもののほか、手続対象信託業務関連苦情の処理又は手続対象信託業務関連紛争の解決の促進のために必要であるものとして内閣府令で定める事項

十二 加入信託会社等は、その顧客に対する紛争解決手続において、紛争解決委員が弁護士でない場合(司法書士(昭和二十五年法律第百九十七号)第三条第一項第七号に規定する紛争について行う紛争解決手続において、紛争解決委員が同条第二項に規定する司法書士である場合を除く。)において、紛争解決手続の実施に当たり法令の解釈適用に關し専門的知識を必要とするときに、弁護士の助言を受けることができるようにするための措置を定めていること。

十三 指定紛争解決手続の実施に際して行う通知について相当な方法を定めていること。

十四 紛争解決手続の開始から終了に至るまでの手続実施基本契約の締結の申込みがあつた場合には、当該信託会社等が手続実施基本契約に係る債務その他の紛争解決等業務の実施に関する事項に関する業務規程は、信託会社等から手続実施基本契約の締結の申込みがあつた場合には、当該信託会社等が手続実施基本契約に係る債務その他の紛争解決等業務の実施に関する義務を履行することが確実でないと見込まれるときを除き、これを拒否してはならないことを告げること。

十五 第一項第三号に掲げる事項に関する業務規程は、次に掲げる基準に適合するものでなければならぬ。

十六 紛争解決手続の申立てを受ける場合において、手続対象信託業務関連紛争の他方の当事者と立てるをする場合又は手続対象信託業務関連紛争の当事者が指定紛争解決機関に対し紛争の当事者が指定紛争解決機関に対し紛争解決手続の申立てをする場合の要件及び方式を定めていること。

十七 加入信託会社等の顧客が指定紛争解決機関に係属している旨、当該訴訟における請求の理由及び当該訴訟の程度を保するための措置が講じられていること。

十八 紛争解決委員の選任の方法及び紛争解決委員が手続対象信託業務関連紛争の当事者と利害関係を有することとその他の紛争解決手続の公正な実施を妨げるおそれがある事由がある場合において、当該紛争解決委員を排除するための方法を定めていること。

十九 指定紛争解決機関が加入信託会社等の顧客から第七号の紛争解決手続の申立てを受けた場合において、手続対象信託業務関連紛争の当事者となる当該加入信託会社等に对他の当事者となる当該加入信託会社等に對し、速やかにその旨を通知すること。

二十 紛争解決手続において提出された帳簿書類その他の物件の保管、返還その他の取扱いの方法を定めていること。

二十一 紛争の当事者又は第三者の秘密について、当該秘密の性質に応じてこれを適切に保持するための取扱いの方法を定めていること。

二十二 第九項に規定する手続実施記録

対して不当な影響を及ぼすことを排除するための措置が講じられていること。

二十四 指定紛争解決委員が弁護士でない場合(司法書士法(昭和二十五年法律第百九十七号)第三条第一項第七号に規定する紛争について行う紛争解決手続において、紛争解決委員が同条第二項に規定する司法書士である場合を除く。)において、紛争解決手続の実施に当たり周知するため、必要な情報の提供その他措置を講じなければならないこと。

二十五 指定紛争解決機関による紛争解決等業務の実施について周知するため、必要な情報の提供その他措置を講じなければならないこと。

二十六 指定紛争解決手続の実施に際して行う通知について相当な方法を定めていること。

二十七 紛争解決手続の開始から終了に至るまでの手続実施基本契約の締結の申込みがあつた場合には、当該信託会社等が手続実施基本契約に係る債務その他の紛争解決等業務の実施に関する義務を履行することが確実でないと見込まれるときを除き、これを拒否してはならないことを告げること。

二十八 第一項第三号に掲げる事項に関する業務規程は、次に掲げる基準に適合するものでなければならぬ。

二十九 加入信託会社等の顧客が指定紛争解決機関に係属している旨、当該訴訟における請求の理由及び当該訴訟の程度を保するための措置が講じられていること。

三十 紛争解決委員の選任の方法及び紛争解決委員が手続対象信託業務関連紛争の当事者と利害関係を有することとその他の紛争解決手続の公正な実施を妨げるおそれがある事由がある場合において、当該紛争解決委員を排除するための方法を定めていること。

三十一 指定紛争解決機関が加入信託会社等の顧客から第七号の紛争解決手続の申立てを受けた場合において、手続対象信託業務関連紛争の当事者となる当該加入信託会社等に对他の当事者となる当該加入信託会社等に對し、速やかにその旨を通知すること。

三十二 紛争解決手続において提出された帳簿書類その他の物件の保管、返還その他の取扱いの方法を定めていること。

三十三 紛争の当事者又は第三者の秘密について、当該秘密の性質に応じてこれを適切に保持するための取扱いの方法を定めていること。

三十四 第九項に規定する手続実施記録

に記載されているこれらの秘密についても、同様とする。

十二 手続対象信託業務関連紛争の当事者が紛争解決手続を終了させるための要件及び方式を定めていること。

十三 紛争解決委員が紛争解決手続によっては手続対象信託業務関連紛争の当事者間に和解手続が成立する見込みがないと判断したときは、その旨を速やかに当該紛争解決手続を終了し、その旨を手続対象信託業務関連紛争の当事者に通知することを定めていること。

十四 指定紛争解決機関の紛争解決委員、役員及び職員について、これらの者が紛争解決等業務に関して知り得た秘密を確實に保持するための措置を定めていること。

十五 第一項第四号及び第五号に掲げる事項に関する業務規程は、次に掲げる基準に適合するものでなければならぬ。

十六 第一項第四号に規定する料金の額又は算定方法及び支払方法（次号において「負担金額等」といふ）を定めていること。

十七 負担金額等が著しく不当なものでないこと。

十八 第一項第五号の「特別調停案」とは、和解案であつて、次に掲げる場合を除き、加入信託会社等が受諾しなければならないものをいう。

十九 一当事者である加入信託会社等の顧客（以下この項において単に「顧客」という。）が当該和解案を受諾しないとき。

二十 当該和解案の提示の時において当該紛争解決手続の目的となつた請求に係る訴訟が提起されていない場合において、顧客が当該和解案を受諾したことと加入信託会社等が知つた日から一月を経過する日までに当該請求に係る訴訟が提起され、かつ、同日までに当該訴訟が取り下げられないとき。

二十一 当該和解案の提示の時に係る訴訟が提起されている場合において、顧客が当該和解案を受諾したことと加入信託会社等が知つた日から一月を経過する日までに当該訴訟が取り下げられないとき。

二十二 顧客が当該和解案を受諾したことを加入信託会社等が知つた日から一月を経過する日までに、当該紛争解決手続が行われていて、当事者間に対象信託業務関連紛争について、当事者間に

おいて仲裁法（平成十五年法律第二百三十八号）第二条第一項に規定する仲裁合意がされ、又は当該和解案によらずに和解若しくは手続が成立したときは、その旨を手続規程の変更は、内閣総理大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

二十三 内閣総理大臣は、前項の規定による認可をしようとするときは、当該認可に係る業務規程が第四項各号及び第五項各号に掲げる基準（紛争解決手続の業務に係る部分に限る。）に適合していることについて、あらかじめ、法務大臣に協議しなければならない。

二十四 手続実施基本契約の不履行の事実の公表等）第八十五条の八 指定紛争解決機関は、手続実施基本契約により加入信託会社等が負担する義務の不履行が生じた場合において、当該加入信託会社等の意見を聴き、当該不履行につき正當な理由がないと認めるときは、遅滞なく、当該加入信託会社等の商号又は名称及び当該不履行の事実を公表するとともに、内閣総理大臣に報告しなければならない。

二十五 指定紛争解決機関は、手続対象信託業務関連苦情及び手続対象信託業務関連紛争を未然に防止し、並びに手続対象信託業務関連苦情の処理及び手続対象信託業務関連紛争の解決を促進するため、加入信託会社等その他の者に対し、情報の提供、相談その他の援助を行うよう努めなければならない。

（暴力團員等の使用の禁止）

二十六 第八十五条の九 指定紛争解決機関は、暴力團員による不当な行為の防止等に関する法律第二条第六号に規定する暴力團員（以下この条において「暴力團員」という。）又は暴力團員でなくなった日から五年を経過しない者をいう。）を紛争解決等業務に従事させ、又は紛争解決等業務の補助者として使用してはならない。

二十七 第八十五条の十 指定紛争解決機関は、特定の加入信託会社等に対し不当な差別的取扱いをしてはならない。

（記録の保存）

二十八 第八十五条の十一 指定紛争解決機関は、第八十五条の十三第九項の規定によるもののほか、内閣府令で定めるところにより、紛争解決等業務に関する記録を作成し、これを保存しなければならない。

二十九 第八十五条の十二 指定紛争解決機関は、加入信託会社等の顧客から手続対象信託業務関連苦情について解決の申立てがあつたときは、その相談に応じ、当該顧客に必要な助言をし、当該手続対象信託業務関連苦情に係る事情を調査するとともに、当該加入信託会社等に対し、当該手続対象信託業務関連苦情の内容を通知してその迅速な処理を求めなければならない。

三十 指定紛争解決機関による紛争解決手続）

三十一 第八十五条の十三 加入信託会社等に係る手続対象信託業務関連紛争の解決を図るため、当事者は、当該加入信託会社等が手続実施基本契約を締結した指定紛争解決機関に対し、紛争解決手続の申立てをすることができる。

三十二 指定紛争解決機関は、前項の申立てを受けたときは、紛争解決委員を選任するものとする。この場合において、紛争解決委員のうち少なくとも一人は、第一号又は第三号（当該申立てが司法書士法第三条第一項第七号に規定する紛争に係るものである場合にあつては、第一号、第三号又は第四号）のいずれかに該当する者でなければならない。

三十三 弁護士であつてその職務に従事した期間が通算して五年以上である者

三十四 二 手続対象信託業務に従事した期間が通算して十年以上である者

三十五 三 消費生活に関する消費者と事業者との間に生じた苦情に係る相談その他の消費生活に関する事項について専門的な知識経験を有する者として内閣府令で定める者

三十六 四 当該申立てが司法書士法第三条第一項第七号に規定する紛争に係るものである場合にあつては、同条第二項に規定する司法書士であつて同項に規定する簡裁訴訟代理等関係業務に従事した期間が通算して五年以上である者

三十七 五 前各号に掲げる者に準ずる者として内閣府令で定める者

三十八 第八十五条の六 指定紛争解決機関は、紛争解決手続の開始から終了に至るまでの標準的な手続の進行

三十九 六 一 当該顧客が支払う料金に関する事項

二 第八十五条の七第四項第六号に規定する紛争解決手続の開始から終了に至るまでの標準的な手續の進行

四十 三 その他内閣府令で定める事項

四十一 一 手続対象信託業務関連紛争の当事者が紛争解決手続の申立てをした年月日

二 手続対象信託業務関連紛争の当事者及びその代理人の氏名、商号又は名称

四十二 てに係る当事者である加入信託会社等の顧客が当該手続対象信託業務関連紛争を適切に解決するに足りる能力を有する者であると認められることその他の事由により紛争解決手続を行いうる目的でみだりに第一項の申立てをしたと認めるとときは、紛争解決手続を実施しないものとし、紛争解決委員が当該申立てを受託紛争解決機関における紛争解決手続に相当する手続に付することとされるべきである。指定紛争解決機関は、受託紛争解決手続の業務を委託するものとする。

四十三 第八十五条の七 指定紛争解決委員が紛争解決手続を実施しないこととしたとき、又は当事者が不当な目的でみだりに第一項の申立てをしたと認めるとときは、紛争解決手続を実施しないものとし、紛争解決委員が当該申立てを受託紛争解決機関における紛争解決手続に相当する手続に付することとされるべきである。

四十四 第八十五条の八 指定紛争解決機関は、内閣府令で定めるところにより、その実施した紛争解決手続に關し、次に掲げる事項を記載した手続実施記録を作成し、保存しなければならない。

<p><b>三 紛争解決委員の氏名</b></p> <p><b>四 紛争解決手續の実施の経緯</b></p> <p><b>五 紛争解決手續の結果（紛争解決手續の終了の理由及びその年月日を含む。）</b></p> <p>六 前各号に掲げるもののほか、実施した紛争解決手続の内容を明らかにするために必要な事項であつて内閣府令で定めるもの（時効の完成猶予）</p>	<p>第八十五条の十四 紛争解決手続によつては手続対象信託業務関連紛争の当事者間に和解が成立する見込みがないことを理由に紛争解決委員が当該紛争解決手続を終了した場合において、当該紛争解決手続の申立てをした当該手続対象信託業務関連紛争の当事者がその旨の通知を受けた日から一月以内に当該紛争解決手続の目的となつた請求について訴えを提起したときは、時効の完成猶予に関しては、当該紛争解決手続における請求の時に、訴えの提起があつたものとみなす。</p>
---	--

<p><b>二 指定紛争解決機関の紛争解決等業務の廃止が第八十五条の二十三第一項の規定により認可され、又は第八十五条の二第一項の規定による指定が第八十五条の二十四第一項の規定により取り消され、かつ、その認可又は取消しの日に紛争解決手続が実施されていた手続対象信託業務関連紛争がある場合において、当該紛争解決手続の申立てをした当該手続対象信託業務関連紛争の当事者が第八十五条の二十三第三項若しくは第八十五条の二十四第三項の規定による通知を受けた日又は当該認可若しくは取消しを知った日のいずれか早い日から一月以内に当該紛争解決手続の目的となつた請求について訴えを提起したときも、前項と同様とする。</b></p> <p>（訴訟手続の中止）</p> <p><b>第八十五条の十五</b> 手続対象信託業務関連紛争について当該手続対象信託業務関連紛争の当事者間に訴訟が係属する場合において、次の各号のいずれかに掲げる事由があり、かつ、当該手続対象信託業務関連紛争の当事者の共同の申立てがあるときは、受訴裁判所は、四ヶ月以内の期間を定めて訴訟手続を中止する旨の決定をすることができる。</p> <p>一 当該手続対象信託業務関連紛争について、当該手続対象信託業務が実施されていること。</p> <p>二 前号の場合のほか、当該手続対象信託業務関連紛争の当事者間に紛争解決手続によつて、当該手続対象信託業務関連紛争の当事者間に紛争解決手続が実施されていること。</p>	<p>2 受訴裁判所は、いつでも前項の決定を取り消すことができる。第一項の申立てを却下する決定及び前項の規定により第一項の決定を取り消す決定に対してもは、不服を申し立てることができない。</p> <p>（加入信託会社等の名簿の縦覧）</p> <p><b>第八十五条の十六</b> 指定紛争解決機関は、加入信託会社等の名簿を公衆の縦覧に供しなければならない。</p> <p>（名称の使用制限）</p> <p><b>第八十五条の十七</b> 指定紛争解決機関でない者（金融商品取引法第百五十六条の三十九第一項の規定による指定を受けた者その他これに類する者として政令で定めるものを除く。）は、その名称又は商号のうちに指定紛争解決機関であると誤認されるおそれのある文字を用いてはならない。</p>
--	--

<p><b>二 内閣総理大臣は、前項の規定により指定紛争解決機関の商号若しくは名称又は主たる営業所若しくは事務所の所在地の変更の届出があつたときは、その旨を公告しなければならない。（手続実施基本契約の締結等の届出）</b></p> <p><b>第八十五条の十九</b> 指定紛争解決機関は、次の各号のいずれかに該当するときは、内閣府令で定めるところにより、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。</p>	<p>2 内閣総理大臣は、前項の規定により指定紛争解決機関でない者（金融商品取引法第百五十六条の三十九第一項の規定による指定を受けた者その他これに類する者として政令で定めるものを除く。）は、その名称又は商号のうちに指定紛争解決機関であると誤認されるおそれのある文字を用いてはならない。</p>
<p><b>二 その他内閣府令で定める場合に該当するととき。（業務に関する報告書の提出）</b></p> <p><b>第八十五条の二十</b> 指定紛争解決機関は、事業年度ごとに、当該事業年度に係る紛争解決等業務に関する報告書を作成し、内閣総理大臣に提出しなければならない。</p>	<p>2 内閣総理大臣は、指定紛争解決機関が次の各号のいずれかに該当する場合において、前項の規定による命令をしようとするときは、あらかじめ、法務大臣に協議しなければならない。</p> <p>一 第八十五条の二第一項第五号から第七号までに掲げる要件（紛争解決手続の業務に係る部分に限り、同号に掲げる要件にあつては、第八十五条の七第四項各号及び第五項各号に掲げる基準に係るものに限る。以下この号において同じ。）に該当しないこととなつた場合又は第八十五条の二第一項第五号から第七号までに掲げる要件に該当しないこととなるおそれがあると認められる場合</p>

<p>二 前項の報告書に関する記載事項、提出期日その他必要な事項は、内閣府令で定める。（報告微収及び立入検査）</p> <p><b>第八十五条の二十一</b> 内閣総理大臣は、紛争解決等業務の公正かつ確かな遂行のため必要がある</p>	<p>2 第一項の規定による指定で、紛争解決等業務の全部若しくは一部の休止（次項に規定する理由により紛争解決等業務の全部若しくは一部の休止）（休止）</p> <p>（紛争解決等業務の休廃止）</p> <p><b>第八十五条の二十三</b> 指定紛争解決機関は、紛争解決等業務の全部若しくは一部の休止（次項に規定する理由により紛争解決等業務の全部若しくは一部の休止）（休止）をし、又は、若しくは帳簿書類その他の物件を検査させることができる。</p> <p>内閣総理大臣は、紛争解決等業務の公正かつ確かな遂行のため特に必要があると認めるときは、その必要の限度において、指定紛争解決機関の加入信託会社等若しくは当該指定紛争解決機関から業務の委託を受けた者に対し、当該指定紛争解決機関が当該手続の実施のため特に必要があると認めるときは、その必要の限度において、指定紛争解決機関が天災その他のやむを得ず、その必要の限度において、指定紛争解決機関の加入信託会社等若しくは当該指定紛争解決機関から業務の委託を受けた者に対し、当該指定紛争解決機関が当該休止をした当該紛争解決機関が資料の提出を命じ、又は当該職員に、これらの者の営業所若しくは事務所その他施設に立ち入りさせ、当該指定紛争解決機関の業務の状況に関して質問させ、若しくはこれら者の帳簿書類その他の物件を検査させることができる。</p> <p>内閣総理大臣は、前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。</p> <p><b>第八十五条の十八</b> 指定紛争解決機関は、第八十五条の三第一項各号に掲げる事項に変更があつたときは、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。</p> <p>（業務改善命令）</p> <p><b>第八十五条の二十二</b> 内閣総理大臣は、指定紛争解決機関の運営に關し、紛争解決等業務の運営に關し、紛争解決等業務の公正かつ確かな遂行を確保するため必要があると認めるときは、当該指定紛争解決機関に対し、その必要の限度において、業務の運営の改善に必要な措置を命ずることができない。</p> <p>（業務改善命令）</p> <p><b>第八十五条の二十三</b> 内閣総理大臣は、指定紛争解決機関が次の各号のいずれかに該当する場合は、あらかじめ、法務大臣に協議しなければならない。</p> <p>一 第八十五条の二第一項第五号から第七号までに掲げる要件（紛争解決手続の業務に係る部分に限り、同号に掲げる要件にあつては、第八十五条の七第四項各号及び第五項各号に掲げる基準に係るものに限る。以下この号において同じ。）に該当しないこととなつた場合又は第八十五条の二第一項第五号から第七号までに掲げる要件に該当しないこととなるおそれがあると認められる場合</p>
---	--

三 法令又は法令に基づく処分に違反したことき。

2 内閣総理大臣は、指定紛争解決機関が次の各号のいずれかに該当する場合において、前項の規定による処分又は命令をしようとするときは、あらかじめ、法務大臣に協議しなければならない。

一 第八十五条の二第一項第五号から第七号までに掲げる要件（紛争解決手続の業務に係る部分に限り、同号に掲げる要件にあっては、第八十五条の七第四項各号及び第五項各号に掲げる基準に係るものに限る。以下この号において同じ。）に該当しないこととなつた場合又は第八十五条の二第一項の規定による指定を受けた時点において同項第五号から第七号までに掲げる要件に該当していなかつたことが判明した場合

二 第八十五条の五、第八十五条の六、第八十五条の九又は第八十五条の十三の規定に違反した場合（その違反行為が紛争解決手続の業務に係るものである場合に限る。）

3 第一項の規定により第八十五条の二第一項の規定による指定の取消しの処分を受け、又はその業務の全部若しくは一部の停止の命令を受けた者は、当該処分又は命令の日から二週間以内に、当該処分又は命令の日に苦情処理手続又は紛争解決手続が実施されていた当事者、当該当事者以外の加入信託会社等及び他の指定紛争解決機関に当該処分又は命令を受けた旨を通知しなければならない。

4 内閣総理大臣は、第一項の規定により第八十五条の二第一項の規定による指定を取り消したときは、その旨を公告しなければならない。

第六章 雜則

（財務大臣への資料提出等）

第八十六条 財務大臣は、その所掌に係る金融破綻処理制度及び金融危機管理に関する制度の企画又は立案をするため必要があると認めるときは、内閣総理大臣に対し、必要な資料の提出及び説明を求めることができる。

2 財務大臣は、その所掌に係る金融破綻処理制度及び金融危機管理に関する制度の企画又は立案をするため必要があると認めるときは、その必要な限度において、信託会社又は信託契約代理店に対し、資料の提出、説明その他の協力を求めることができる。

**第八十七条** (権限の委任) 内閣総理大臣は、この法律による権限（政令で定めるものを除く。）を金融庁長官に委任する。

**第八十八条** この法律及びこれに基づく命令以外の法令において「信託会社」とあるのは、別段の定めがない限り、外国信託会社を含むものとする。（適用関係）

**第八十九条** この法律に定めるもののほか、この法律の規定による免許、登録、認可、承認及び指定に関する申請の手続、書類の提出の手続、記載事項及び保存期間その他この法律を実施するため必要な事項は、内閣府令で定める。（経過措置）

**第九十条** この法律の規定に基づき命令を制定し、又は改廃する場合においては、その命令で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要とされる範囲内において、所要の経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）を定めることができる。

**第七章 罰則**

**第九十一条** 次の各号のいずれかに該当する者は、三年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 第三条の規定に違反して、免許を受けないで信託業を當んだ者

二 不正の手段により第三条又は第五十三条第一項の免許を受けた者

三 不正の手段により第七条第一項、第五十条の二第一項、第五十二条第一項又は第五十四条第一項の登録を受けた者

四 第十五条の規定に違反して、他人に信託業を當ませた者

五 第二十四条第一項第一号（第七十六条において準用する場合を含む。以下この号において同じ。）の規定に違反して、同項第一号に掲げる行為（第二条第三項各号に掲げる信託の引受けに係るもの）をした者

六 第二十七条第一項の規定による報告書（第二条第三項各号に掲げる信託の引受けに係るもの）を除く。以下この号において同じ。）を交付せず、又は虚偽の記載をした報告書を交付した者

七 第五十一条の二第一項の規定に違反して、登録を受けないで信託法第三条第三号に掲げる方法による信託をした者

八 第六十七条第一項の規定に違反して、登録を受けないで信託契約代理業を営んだ者

九 不正の手段により第六十七条第一項の登録を受けた者

十 第七十三条の規定に違反して、他人に信託契約代理業を営ませた者

第十九十二条 次の各号のいずれかに該当する者は、二年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 第五十三条第八項又は第五十三条第九項の規定により付した条件に違反した者

二 第四十四条第一項又は第四十五条第一項の規定による業務の停止の命令に違反した者

三 第五十九条第一項又は第六十条第一項の規定による業務の停止の命令に違反した者

四 第八十二条第一項の規定による業務の停止の命令に違反した者

第五十三条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 第四条第一項の規定による申請書又は同条第二項の規定によりこれに添付すべき書類に虚偽の記載をして提出した者

二 第八条第一項（第五十二条第二項において準用する場合を含む。）若しくは第五十条の二第三項の規定による申請書又は第八条第二項（第五十二条第一項において準用する場合を含む。）若しくは第五十条の二第四項の規定によりこれに添付すべき書類に虚偽の記載をして提出した者

三 第二十二条第一項（第六十三条第二項において準用する場合を含む。以下この号において同じ。）の規定に違反して、同項第一号にて、承認を受けないで信託業、信託契約代理業、信託受益権売買等業務、電子決済手段開運業務及び財産の管理業務以外の業務を営んだ者

四 第二十四条第一項第一号（第七十六条において準用する場合を含む。以下この号において同じ。）の規定に違反して、同項第一号にて、掲げる行為（第二条第三項各号に掲げる信託の引受けに係るものに限る。）をした者又は第二十四条第一項第三号若しくは第四号（これららの規定を第七十六条において準用する場合を含む。）の規定に違反して、これらの規定に掲げる行為をした者

五 第二十七条第一項の規定による報告書（第二条第三項各号に掲げる信託の引受けに係るものに限る。以下この号において同じ。）を交付せず、又は虚偽の記載をした報告書を交付した者

六 第二十九条第二項の規定に違反した者

七 第三十三条の規定による報告書を提出せず、又は虚偽の報告書を提出した者

八 第三十四条第一項の規定による説明書類を公衆の縦覧に供せず、若しくは同条第三項の規定による電磁的記録に記録された情報を電磁的方法により不特定多数の者が提供を受けることができる状態に置く措置として内閣府令で定めるものをとらず、又は虚偽の記載をした説明書類を公衆の縦覧に供し、若しくは虚偽の記録をした電磁的記録に記録された情報を電磁的方法により不特定多数の者が提供を受けることができる状態に置く措置をとつた者

九 第三十六条第二項の規定による申請書又は同条第三項の規定によりこれに添付すべき書類に虚偽の記載をして提出した者

十 第三十七条第二項の規定による申請書又は同条第三項の規定によりこれに添付すべき書類に虚偽の記載をして提出した者

十一 第三十八条第二項の規定による申請書又は同条第三項の規定によりこれに添付すべき書類に虚偽の記載をして提出した者

十二 第三十九条第二項（同条第五項（第六十三条第二項において準用する場合を含む。）及び第六十三条第二項において準用する場合を含む。）及び第六十三条第二項において準用する場合を含む。）の規定による申請書又は第三十九条第三項（同条第五項（第六十三条第二項において準用する場合を含む。）及び第六十三条第二項において準用する場合を含む。）の規定によりこれに添付すべき書類に虚偽の記載をして提出した者

十三 第四十一条第三項又は第五項の規定による公告をせず、又は虚偽の公告をした者

十四 第四十二条第一項（第五十条第三項（第六十二条第二項において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）若しくは第四十二条第二項若しくは第三項の規定による報告若しくは資料の提出をせず、又は虚偽の報告若しくは資料の提出をした者

十五 第四十二条第一項（第五十条第三項（第六十二条第二項において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）若しくは第四十二条第二項若しくは第三項の規定による報告若しくは資料の提出をせず、又は虚偽の報告若しくは資料の提出をした者

は第四十二条第二項若しくは第三項の規定による当該職員の質問に対し、若しくは虚偽の答弁をし、又はこれらの規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

十六 第五十一条第二項の規定による届出をせず、若しくは虚偽の答弁をし、又はこれららの規定によりこれに添付すべき書類に虚偽の記載をして提出した者

十七 第五十五条第四項の規定による命令に違反した者

十八 第五十五条第五項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

十九 第五十五条第六項の規定による報告若しくは資料の提出をせず、又は虚偽の報告若しくは資料の提出をした者

二十 第五十五条第六項の規定による当該職員の質問に對して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をし、又はこの規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

二十一 第五十五条第八項又は第九項の規定に違反した者

二十二 第五十三条第二項の規定による申請書又は同条第三項の規定によりこれに添付すべき書類に虚偽の記載をして提出した者

二十三 第五十四条第三項の規定による申請書又は同条第四項の規定によりこれに添付すべき書類に虚偽の記載をして提出した者

二十四 第五十七条第三項又は第五項の規定による公告をせず、又は虚偽の公告をした者

二十五 第五十八条第一項若しくは第二項の規定による報告若しくは資料の提出をせず、又は虚偽の報告若しくは資料の提出をした者

二十六 第五十八条第一項若しくは第二項の規定による当該職員の質問に對して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をし、又はこの規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

二十七 第六十八条第一項の規定による申請書又は同条第二項の規定によりこれに添付すべき書類に虚偽の記載をして提出した者

二十八 第七十七条第一項の規定による報告書を提出せず、又は虚偽の報告書を提出した者

二十九 第七十八条第一項の規定による説明書類を公衆の縦覧に供せず、若しくは同条第二項の規定による電磁的記録に記録された情報

受けることができる状態に置く措置として内閣府令で定めるものをとらず、又は虚偽の記載をした説明書類を公衆の縦覧に供し、若しくは虚偽の記録をした電磁的記録に記録された情報を電磁的方法により不特定多数の者が提供を受けることができる状態に置く措置をとつた者

三十 第八十一条第一項の規定による報告若しくは資料の提出をせず、又は虚偽の報告若しくは資料の提出をした者

三十一 第八十一条第一項の規定による当該職員の質問に対し答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をし、又はこの規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

三十二 第八十五条の三第一項の規定によりこれに添付すべき書類若しくは電磁的記録に虚偽の記載又は記録をしてこれらを提出した者

三十三 第八十五条の九の規定に違反した者

三十四 第八十五条の二十第一項の規定による報告書を提出せず、又は虚偽の記載をした報告書を提出した者

三十五 第八十五条の二十一第一項若しくは第二項の規定による報告若しくは資料の提出をせず、若しくは虚偽の報告若しくは資料の提出を出し、又はこれらの規定による当該職員の質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をし、若しくはこれらの規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

三十六 第八十五条の二十二第一項の規定による命令に違反した者

一 第六条の規定に違反して、認可を受けないで資本金の額を減少した者は、一年以下の懲役若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

二 第十一条第五項の規定に違反して、信託業務を開始した者

三 第十三条第一項の規定に違反して、認可を受けないで業務方法書を変更した者

四 第十六条第一項の規定に違反して、承認を受けないで他の会社の常務に従事し、又は事業を営んだる者

五 第十八条（第二十条において準用する場合を含む。）の規定による命令に違反した者

六 第二十一条第四項（第六十三条第二項において準用する場合を含む。）の規定に違反し

七 第二十四条の二において準用する金融商品取引法（以下「準用金融商品取引法」といふ。）第三十九条第二項（第一号を除く。）の規定に違反した者

八 第八十五条の四第一項の規定に違反して、その職務に関して知り得た秘密を漏らし、又は自己の利益のために使用した者は、第八十五条の二（混和した財産の没収等）の規定による没収の要件等）の規定は、前項の規定による没収について準用する。この場合において、同法第二百九条の二第一項中「第一百九十八条の二第一項又は第二百条の二」とあるのは「信託業法第九十五条第一項」と、「この条、次条第一項及び第二百九条の四第一項」とあるのは「この項」と、「次項及び次条第一項」とあるのは「次項」と、同条第二項中「混和財産（第二百条の二）の規定に係る不法財産が混和したものに限る。」とあるのは「混和財産」と、同法第二百九条の三第二項中「第一百九十八条の二第一項又は第二百条の二」とあるのは「信託業法第九十五条第一項」と読み替えるものとする。

第九十六条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役若しくは五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 第十一条第八項の規定に違反して、供託を行わなかつた者

二 第十七条第一項（第二十条において準用する場合を含む。）の規定による届出書若しくは第十七条第二項（第二十条において準用する場合を含む。）の規定によりこれに添付すべき書類を提出せず、又は虚偽の届出書若しくはこれに添付すべき書類を提出した者は、二号を除く。）に規定する事項を表示せず、又は虚偽の表示をした者は、準用金融商品取引法第三十七条规定（第一号を除く。）の規定による申立てに準用する場合を含む。）の規定による申請書又はこれに添付すべき書類に虚偽の記載をして提出した者は、準用金融商品取引法第三十七条规定（第一号を除く。）の規定による申立てに違反した者

六 準用金融商品取引法第三十七条の三第一項  
(第一号から第四号まで及び第六号を除く。)  
の規定に違反して、書面を交付せず、若しく  
は同項に規定する事項を記載しない書面若し  
くは虚偽の記載をした書面を交付した者又は  
同条第二項において準用する金融商品取引法  
第三十四条の二第四項に規定する方法により  
当該事項を欠いた提供若しくは虚偽の事項の  
提供をした者

七 第二十六条第一項の書面若しくは同条第二  
項の電磁的方法が行われる場合に当該方法に  
より作られる電磁的記録を交付せず、若しく  
は提供せず、又は虚偽の書面若しくは電磁的  
記録を交付し、若しくは提供した者

八 第二十九条第三項の規定による書面を交付  
せず、又は虚偽の書面を交付した者

第九条の二 第八十五条の十一若しくは第八  
十五条の十三第九項の規定による記録の作成若  
しくは保存をせず、又は虚偽の記録を作成した  
者は、百万円以下の罰金に処する。

第九条の三 第八十五条の二十三第一項の認  
可を受けないで紛争解決等業務の全部若しくは  
一部の休止又は廃止をした者は、五十万円以下  
の罰金に処する。

第九十七条 次の各号のいずれかに該当する者  
は、三十万円以下の罰金に処する。

一 第十二条第一項又は第二項の規定による届  
出をせず、又は虚偽の届出をした者

二 第十三条第二項の規定による届出をせず、  
又は虚偽の届出をした者

三 第十四条第二項の規定に違反した者

四 第十九条(第二十条において準用する場合  
を含む。)の規定による届出をせず、又は虚  
偽の届出をした者

五 第四十一条第一項、第二項又は第四項の規  
定による届出をせず、又は虚偽の届出をし  
た者

六 第五十六条第一項又は第二項の規定による  
届出をせず、又は虚偽の届出をした者

七 第五十七条第一項、第二項又は第四項の規  
定による届出をせず、又は虚偽の届出をし  
た者

八 第五十七条第六項において準用する会社法  
第九百五十五条第一項(調査記録簿等の記載  
等)の規定に違反して、調査記録簿等(同項  
に規定する調査記録簿等をいう。以下この号  
において同じ。)に同項に規定する電子公告

為につきその団体を代表するほか、法人を被告人又は被疑者とする場合の刑事訴訟に関する法律の規定を準用する。

二 第五十五条第一項（第二項において準用する場合を含む。）又は第三項の規定に違反して、準備金を計上せず、又はこれを使用したとき。

三 第五十五条第四項の規定による命令に違反して、資産を国内において保有しないとき。

四 第五十七条第六項において準用する会社法第九百四十一條（電子公告調査）の規定に違反して、同条の調査を求めなかつたとき。

五 第七十五条の規定により行うべき財産の管理を行わないとき。

六 第八十二条の規定による命令に違反したとき。

七 信託法第三十四条の規定により行うべき信託財産の管理を行わないとき。

**第一百条** 次の各号のいずれかに該当する者は、百円以下の過料に処する。

一 第十一条第四項の規定による命令に違反して、供託を行わなかつた者

二 第二十九条の二の規定に違反して、重要な信託の変更又は信託の併合若しくは信託の分割を行つた者

三 第五十条の二第十項の規定に違反して、調査をさせなかつた者

四 第五十七条第六項において準用する会社法第九百四十六条第三項（調査の義務等）の規定に違反して、報告をせず、又は虚偽の報告をした者

五 正當な理由がないのに、第五十七条第六項において準用する会社法第九百五十五条第二項各号（財務諸表等の備置き及び閲覧等）又は第九百五十五条第二項各号（調査記録簿等の記載等）に掲げる請求を拒んだ者

六 第六十四条第一項又は第三項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

七 第六十四条第二項の規定による報告若しくは資料の提出をせず、又は虚偽の報告若しくは資料の提出をした者

八 第六十六条の規定に違反した者  
九 第八十五条の十六の規定に違反した者  
**第一百一一条** 第八十五条の十七の規定に違反した者は、二行目以下の過失二二〇。

(第三者的財産の没収手続等)

**第二百二条** 第九十五条第一項の規定により没収すべき財産ある債権等(不動産及び動産以外の財産をいう。次条及び第四条において同じ。)が被告人以外の者(以下この条において「第三者」という。)に帰属する場合において、当該第三者が被告事件の手続への参加を許されないときは、没収の裁判をすることができる。

2 第九十五条第一項の規定により、地上権、に當權その他の第三者の権利がその上に存在する財産を没収しようとする場合において、当該権利者が、は、地上権、抵当権その他の第三者の権利がの上に存在する財産を没収する場合において、第九十五条第二項において準用する同法第二百一十九条の三第二項(没収の要件等)の規定によると、該権利を存続させるべきときについて準用する。この場合において、同法第二百九条の四第四項及び第四項中「前条第二項」とあるのは、「信託業法第九十五条第二項において準用する前条第二項」と読み替えるものとする。

3 第一項及び第二項に規定する財産の没収による手続については、この法律に特別の定めがあるもののほか、刑事案件における第三者所かの物の没収手続に関する応急措置法(昭和三十一年法律第二百三十八号)の規定を準用する。  
(没収された債権等の処分等)

**第二百三条** 金融商品取引法第二百九条の五第一項(没収された債権等の処分等)の規定は、第四条第七号の罪に関し没収された債権等について、同法第二百九条の五第二項の規定は同号罪に関し没収すべき債権の没収の裁判が確定したときについて、同法第二百九条の六(没収裁判に基づく登記等)の規定は、権利の移転について登記又は登録を要する財産を同号の罪にし没収する裁判に基づき権利の移転の登記又は登録を関係機関に嘱託する場合について、それぞれ準用する。

**(刑事補償の特例)**

に第一項の規定によりなりなお効力を有することとした旧特定債権法第七条第一項の規定によりした公告により特定債権の譲渡について対抗要件が備えられたときは、旧特定債権法第九条（旧特定債権法第十二条第一項において準用する場合及び旧特定債権法第十二条の二の規定により適用する場合を含む。）の規定は、この法律の施行後においても、なおその効力を有する。

この法律の施行前に旧特定債権法第六条の規定により確認を受けた特定事業者は、当該確認を受けた特定債権の譲渡の総額の変更（特定債権の譲渡の総額の増加に係るものに限る。）をしようとするときは、この法律の施行後においても、当該変更後の特定債権の譲渡に係る計画を経済産業大臣に提出して、その計画が旧特定債権法第六条各号に適合する旨の確認を受けることができる。

この法律の施行前に特定事業者が旧特定債権法第六条の規定により確認を受けた特定債権の譲渡に係る計画（この法律の施行後に前項の規定による特定債権の譲渡の総額の変更の確認を受けたものと含む。）については、旧特定債権法第十一条（旧特定債権法第十二条第一項において準用する場合及び旧特定債権法第十二条の二の規定により適用する場合を含む。）の規定は、この法律の施行後においても、なおその効力を有する。

（指定調査機関の役員又は職員であった者に係る経過措置）

**第四条** 旧特定債権法第十二条第一項に規定する調査業務に従事する同項に規定する指定調査機関の役員又は職員であつた者に係る当該調査業務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない義務については、この法律の施行後も、なお従前の例による。

（特定債権等譲受業者に係る経過措置）

**第五条** 旧特定債権法第三条の規定により届け出た計画に従つてこの法律の施行前に旧特定債権法第二条第二項に規定する特定債権等（以下この条において「特定債権等」という。）を譲り受けた旧特定債権法第二条第五項に規定する特定債権等譲受業者（旧特定債権法第六十六条の規定により特定債権等譲受業者とみなされた者を含む。）については、旧特定債権法第三十六条から第三十九条まで、第四十一条（第四十三条

及び第七十二条から第七十四条までの規定は、当該特定債権等に係る旧特定債権法第二条第六項に規定する小口債権についての債務の弁済が完了するまでの間は、なおその効力を有する。  
**(小口債権販売業者に係る経過措置)**  
第六条 この法律の施行の際現に旧特定債権法第五十二条の規定による許可を受けている者は、この法律の施行の日から起算して六月を経過する日又は当該者が同条の許可（その更新を含む。）を受けた直近の日から起算して六年を経過した日のいずれか早い日までの間は、この法律による改正後の信託業法（以下「新信託業法」という。）第八十六条第一項の登録を受けたないで、信託受益権販売業（当該許可を受けた小口債権販売業に該当する部分に限る。）を従前の例により引き続き営むことができる。その者がその期間内に同一項の登録の申請をした場合において、その期間を経過したときは、その申請について登録又は登録の拒否の処分があるまでの間も、同様とする。  
前項に規定する期間は、同項の規定により從前の例によることとされる旧特定債権法第五条において準用する旧特定債権法第五十条の規定により同項に規定する許可を受けている者の当該許可が取り消された場合又はその業務の停止が命じられた場合には、当該処分があつた日までの間とする。  
**(信託業法に関する適用関係)**

5 新信託業法第六十五条及び第六十六条の規定は、施行日以後に引き受けられる信託に係る信託財産について適用する。

6 新信託業法第七十四条及び第七十五条（これらの規定を新兼營法第二条第二項及び新保険業法第九十九条第九項の規定により適用する場合を含む。）の規定、第七十六条（新兼營法第二条第二項及び新保険業法第九十九条第九項の規定により適用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）の規定並びに第百五十五条（新兼營法第一条第二項及び新保険業法第九十九条第九項の規定により適用する場合を含む。）の規定は、施行日以後に行われる信託契約の締結の代理（信託会社又は外国信託会社を代理する場合に限る。）又は媒介について適用する。

7 新信託業法第九十四条及び第九十五条（これらの規定を新信託業法第一百五条第二項（新兼營法第二条第三項において準用する場合を含む。）の規定により適用する場合を含む。）の規定並びに第九十六条（新信託業法第一百五条第二項（新兼營法第二条第三項において準用する場合を含む。）の規定により適用する場合を含む。）の規定並びに第百五十六条（新兼營法第二条第三項において準用する場合を含む。）の規定により適用する場合を含む。）において準用する第一十四条の規定は、施行日以後に行われる新信託業法第九十一条第六項に規定する信託受益権の販売等について適用する。

（供託に関する経過措置）

第八条 この法律の施行の際現にこの法律による改正前の信託業法（次項において「旧信託業法」という。）第七条（附則第十五条の規定による改正前の金融機関の信託業務の兼營等に関する法律（以下「旧兼營法」という。）第四条及び附則第八十条の規定による改正前の保険業法（次項において「旧保険業法」という。）第九十九条第八項において準用する場合を含む。）の規定により供託されている供託物は、新信託業法第九十九条第八項において準用する場合を含む。）の規定による供託物の上に存する受益者の優先権は、新信託業法第十二条第一項及び新保険業法第九十九条第八項において準用する場合を含む。）の規定により供託された當業保証金とみなす。

前項の場合において、この法律の施行の際現に旧信託業法第八条（旧兼營法第四条及び旧保険業法第九十九条第八項において準用する場合を含む。）の規定による供託物の上に存する受益者の優先権は、新信託業法第十二条第一項及び新保険業法第九十九条第八項及び新保険業法第九十

九条第八項において準用する場合を含む。)に規定する権利とみなす。

**第九条** 新信託業法第三条若しくは第五十三条第一項の免許又は新信託業法第七条第一項、第五十二条第一項、第五十四条第一項、第六十七条第一項、第六十九条第一項若しくは第八十六条第一項の登録を受けようとする者は、この法律の施行前においても、新信託業法第四条、第八条(第五十二条第二項において準用する場合を含む。)、第五十三条、第五十四条、第六十八条又は第八十七条の規定の例により、その申請を行うことができる。

**第二百一十二条** この法律の施行前にした行為並びにこの附則の規定によりなお從前の例によることとされる場合及びこの附則の規定によりなお別段の定めがあるものを除き、改正後のそれぞれの法律の相当の規定によつてしたものとみなす。

(罰則に関する経過措置)







関」という。)の指定状況及び改正後の各法律に規定する紛争解決等業務の遂行状況その他経済社会情勢等を勘案し、消費者庁及び消費者委員会設置法(平成二十一年法律第四十八号)附則第三項に係る検討状況も踏まえ、消費者庁の関与の在り方及び業態横断的かつ包括的な紛争解決体制の在り方も含めた指定紛争解決機関による裁判外紛争解決手続に係る制度の在り方にについて検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

政府は、前項に定める事項のほか、この法律の施行後五年以内に、この法律による改正後の規定の実施状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

（施行期日）  
（号）抄  
（平成二四年八月一日法律第五三  
附 則）  
（平成二四年九月一二日法律第八  
六号）抄  
（施行期日）  
（第一条）この法律は、公布の日から起算して三年  
を超えない範囲内において政令で定める日から  
施行する。  
（附 則）（平成二四年九月一二日法律第八  
六号）抄  
（施行期日）  
（第一条）この法律は、公布の日から起算して一年  
六月を超えない範囲内において政令で定める日から  
から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定  
は、該各号に定める日から施行する。  
（一）附則第四条第十三項及び第十八条の規定

条第一項第二号及び第二項の改正規定、第三条の規定、第四条中農業協同組合法第十一条の四第四項の次に一項を加える改正規定、第五条のうち水産業協同組合法第十二条の十二第五項を第六項とし、第四項の次に一項を加える改正規定、第八条の規定（投資信託及び投資法人に関する法律第二百五十二条の改正規定を除く。）、第十四条のうち銀行法第十三条中第五項を第六項とし、第四項の次に一項を加える改正規定及び同法第五十二条の二第十四項中「前三項」を「前各項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項の次に一項を加える改正規定、第十五条の規定、第十九条のうち農林中央金庫法第五十八条中第五項を第六項とし、第四項の次に一項を加える改正規定、第二十一条中信託業法第九十条、第九十三条、第九十六条及び第九十八条第一項の改正規定、第二十二条の規定並びに附則第三十条（株式会社地域経済活性化支援機構法（平成二十一年法律第六十三号）第二十三条第二項の改正規定に限る。）、第三十二条第一項（株式会社東日本大震災事業者再生支援機構法（平成二十三年法律第二百三十三号）第七条第二項の改正規定に限る。）、第三十二

(罰則の適用に関する経過措置)  
**第三十六条** この法律(附則第一条各号に掲げる規定にあつては、当該規定(以下この条において同じ。)の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

**第三十七条** 附則第二条から第十五条まで及び前条に定めるもののほか、この法律の施行に関する必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。

(検討)

**第三十八条** 政府は、この法律の施行後五年を目途として、この法律による改正後のそれぞれの法律(以下この条において「改正後の各法律」という。)の施行の状況等を勘案し、必要があると認めるときは、改正後の各法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

**第一条** この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。  
**第十四条** この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用等に関する経過措置

附 則（平成二六年五月三〇日法律第四四号）抄  
（施行期日）

施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中金融商品取引法第八十七条の二第三項ただし書の改正規定並びに附則第十七条及び第十八条の規定 公布の日

二 第二条中金融商品取引法目次の改正規定（「第八章 罰則（第一百九十七条—第二百九十二条）」を「第八章 罰則（第一百九十七条）」と改めたもの）

四

二 第一条中金融商品取引法目次の改正規定（第八章罰則（第二百九十七条）／第二百九十九条）を「第八章罰則（第二百九十七条）／第八章の二没収に関する手続等の特例（第二百九条の四）／第二百九十九条の三」に改めた。

五号) 附則第二十条の改正規定を除く。)、第十四条(株式会社日本政策金融公庫法(平成十九年法律第五十七号)第六十三条第二項の改正規定(「規定」)を「規定並びに」に、「罰則を含む。」)を「同法第八章及び第八章の二の規定」に改める部分に限る。)に限る。)及び第十五条(株式会社国際協力銀行法(平成二十三年法律第三十九号)第四十三条第二項の改正規定(「規定」)を「規定並びに」に、「罰則を含む。」)を「同法第八章及び第八章の二の規定」に改める部分に限る。)及び第八章の二の規定」に改める部分に限る。)及び同条第四項の改正規定に限る。)の規定

公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日  
(罰則の適用に関する経過措置)

第十七条 この法律(附則第一条各号に掲げる規定にあつては、当該規定。以下この条において同じ。)の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。  
(政令への委任)

第十八条 附則第二条から第六条まで及び前条に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。

(検討)

第十九条 政府は、この法律の施行後五年を目途として、この法律による改正後のそれぞれの法律(以下この条において「改正後の各法律」という。)の施行の状況等を勘案し、必要があると認めるときは、改正後の各法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

附 則 (平成一六年六月二七日法律第九  
一号) 抄  
(施行期日)  
この法律は、会社法の一部を改正する法律の施行の日から施行する。

附 則 (平成一八年六月三日法律第六二  
号) 抄  
(罰則に関する経過措置)  
この法律は、この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。施行する。

(その他の経過措置の政令への委任)  
**第十九条** 附則第二条から第八条まで及び前条に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。  
(検討)  
**第二十条** 政府は、この法律の施行後五年を目途として、この法律による改正後のそれぞれの法律（以下この条において「改正後の各法律」という。）の施行の状況等を勘案し、必要があると認めるときは、改正後の各法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

**附 則（平成二九年五月二十四日法律第三七号）抄**

**（施行期日）**

**第一条** この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、附則第八条、第二十四条及び第二十六条の規定は、公布の日から施行する。

**（罰則に関する経過措置）**

**第二十五条** この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

**（その他の経過措置の政令への委任）**

**第二十六条** 附則第二条から第四条まで及び前条に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

**附 則（平成二九年六月一日法律第四五号）**

**第一条** この法律は、民法改正法の施行の日から施行する。ただし、第一百三十三条の二、第一百三十三条の三、第二百六十七条の二、第二百六十七条の三及び第三百六十二条の規定は、公布の日から施行する。

**附 則（令和元年六月一四日法律第三七号）抄**

**（施行期日）**

**第一項** この法律は、公布の日から起算して三月を経過した日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第四十一条、第五十九条、第六十一条、第七十五条（児童福祉法第三十四条の二十の改正規定に限る。）、第八十五条、第一百二条、第一百

七条（民間あつせん機関による養子縁組のあつせんに係る児童の保護等に関する法律第二十六条の改正規定に限る。）第一百十一条、第一百四十三条、第一百四十九条、第一百五十二条、第一百五十四条（不動産の鑑定評価に関する法律第二十五条第六号の改正規定に限る。）及び第一百六十八条並びに次条並びに附則第三条及び第六条の規定 公布の日

二 第三条、第四条、第五条（国家戦略特別区域法第十九条の二第一項の改正規定を除く。）、第二章第二節及び第四節、第四十一条（地方自治法第二百五十二条の二十八の改正規定を除く。）、第四十二条から第四十八条まで、第五十条、第五十四条、第五十七条、第六十条、第六十二条、第六十六条から第六十九条まで、第七十五条（児童福祉法第三十四条の二十の改正規定を除く。）、第七十六条、第七十七条、第七十九条、第八十条、第八十二条、第八十四条、第八十七条、第八十八条、第九十条（職業能力開発促進法第三十条の九第二項第一号の改正規定を除く。）、第九十五条、第九十六条、第九十八条から第一百条まで、第一百四条、第一百八条、第一百九条、第一百二条、第一百十三条、第一百十五条、第一百六条、第一百十九条、第一百二十一条、第一百二十三条、第一百三十三条、第一百三十五条、第一百三十八条、第一百三十九条、第一百六十一条から第一百六十三条まで、第一百六十六条、第一百六十九条、第一百七十条、第一百七十二条（フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律第二十九条第一項第一号の改正規定に限る。）並びに第一百七十三条並びに附則第十六条、第十七条、第二十条、第二十一条及び第二十三条から第二十九条までの規定 公布の日から起算して六月を経過した日

（行政庁の行為等に関する経過措置）

**第二条** この法律（前条各号に掲げる規定にあっては、当該規定。以下この条及び次条において同じ。）の施行の日前に、この法律による改正前の法律又はこれに基づく命令の規定（欠格条項その他の権利の制限に係る措置を定めるものに限る。）に基づき行われた行政庁の処分その他の行為及び当該規定により生じた失職の効力については、なお從前の例による。

（罰則に関する経過措置）

**第三条** この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお從前の例による。

(檢討)

**第七条** 政府は、会社法（平成十七年法律第八十  
六号）及び一般社団法人及び一般財團法人に関  
する法律（平成十八年法律第四十八号）におけ  
る法人の役員の資格を成年被後見人又は被保佐  
人であることを理由に制限する旨の規定につい  
て、この法律の公布後一年以内を目途として検  
討を加え、その結果に基づき、当該規定の削除  
その他の必要な法制上の措置を講ずるものとす  
る。

附則（令和四年六月一〇日法律第六二号）抄

**第一条** この法律は、公布の日から起算して一年

施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は当該各号に定める日から施行する。

一 附則第二十九条の規定 公布の日  
(政令の委任)

第二十九条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

(施行期日) 号抄

この沿行い、丹波等一部改正法施行に付随する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当

一 第五百九条の規定 公布の日  
**附則**（令和五年六月一六日法律第六三

(施行期日) **抄**

を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。之に、次の各号に掲げる規定は

当該各号に定める日から施行する。

## (罰則に関する経過措置)

則の適用については、なお従前の例による。  
(政令への委任)

**第七条** この附則は定めるもののはか、この法律の施行に關し必要な経過措置（罰則に関する経

附 則（令和五年一月二九日法律第十七号）抄

二 二 略

三 一 附則第六十八条の規定 公布の日  
（施行期日）  
第一条 中金融商品取引法第五条第一項から第六項まで、第二十一条の二第一項、第二十二条の三及び第二十四条第二項の改正規定、同法第二十四条の四の七及び第二十四条の四の八を削る改正規定並びに同法第二十四条の五第一項から第三項まで及び第十三項、第二十五条第一項から第四項まで及び第六項、第二十七条第二十七条の三十の二、第二十七条の三の六第一項、第二十七条の三十の十、第二十七条の三十二第一項、第二十七条の三十四、第五十七条の二第二項及び第五项、第一百六十六条第四項及び第五项、第一百七十二条の三第一項及び第二項、第一百七十二条の四第二項、第一百七十二条の十二第一項、第一百七十八条第十項及び第十一項、第一百八十五项の七第四項から第七項まで、第十四項、第十五項及び第三十一項、第一百九十七条の二第二号、第六号及び第七号、第一百条第一号、第五号及び第六号並びに第二百九条第三号から第五号までの改正規定並びに次条から附則第四条まで及び第六十七条の規定 令和六年四月一日

の改正規定（審判手続開始決定書に記載され）を「審判手続開始決定記録に記録され」に改める部分を除く。）同法第百八十四条第一項、百八十五条の三第一項、百九十八条规定、第三条中金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律第百四十三条第三号の改正規定、同条第五号の次に一号を加える改正規定並びに同法第二百八十二条第六号の改正規定、同法第百四十七条第四号の改正規定、同条第五号の次に一号を加える改正規定及び同法第三十一条第二項の改正規定、第三号の改正規定、同条第五号の次に一号を加える改正規定、同法第百四十七条第四号の改正規定、同条第五号の次に一号を加える改正規定及び同法第九十二条の五の八第六項の改正規定及び第二号に掲げる改正規定を除く。）及び第六条（水産業協同組合法第一百六条第六項の改正規定及び第二号に掲げる改正規定を除く。）の規定、第七条中協同組合による金融事業に関する法律第六条の五の十一第一項の改正規定（「に対する誠実義務」を「利益の保護のための体制整備」に、「掲示」を「掲示等」に改める部分及び「募集等の禁止」の下に「出資対象事業の状況に係る情報の提供が確保されていない場合の売買等の禁止、出資対象事業の状況に係る情報が提供されていない場合の募集等の禁止」を加える部分を除く。）同条第二項の改正規定並びに同法第十条の二の五第四号及び第五号の改正規定、第八条（投資信託及び投資法人に関する法律第百九十七条の改正規定及び第二号に掲げる改正規定を除く。）の規定、第九条中信用金庫法第八十九条の二第一項の改正規定（「に対する誠実義務」を「利益の保護のための体制整備」に、「掲示」を「掲示等」に改める部分及び「募集等の禁止」の下に「出資対象事業の状況に係る情報が提供されていない場合の売買等の禁止、出資対象事業の状況に係る情報が提供されていない場合の募集等の禁止」を加える部分を除く。）同条第二項の改正規定並びに同法第九十条の四の五第四号及び第五号の改正規定、第十条中長期信用銀行法第十七条の二の改正規定（「に対する誠実義務」を「利益の保護のための体制整備」に、「掲示」

止」の下に「出資対象事業の状況に係る情報の提供が確保されない場合の売買等の禁止、出資対象事業の状況に係る情報が提供されない場合の募集等の禁止」を加える部分を除く。)並びに同法第二十五条の二の四第三号及び第四号の改正規定(第十一一条中労働金庫法第九十四条の二の改正規定(に對する誠実義務)を「利益の保護のための体制整備」に、「掲示」を「掲示等」に改める部分及び「募集等の禁止」の下に「出資対象事業の状況に係る情報の提供が確保されていない場合の売買等の禁止、出資対象事業の状況に係る情報の提供が確保されない場合の売買等の禁止」を加える部分を除く。)並びに同法第五十二条の四の五第四号及び第五号の改正規定(第十二条中銀行法第十三条の四の改正規定(に對する誠実義務)を「利益の保護のための体制整備」に、「掲示」を「掲示等」に改める部分及び「募集等の禁止」の下に「出資対象事業の状況に係る情報の提供が確保されない場合の売買等の禁止、出資対象事業の状況に係る情報の提供が提供されない場合の募集等の禁止」を加える部分を除く。)、同法第五十二条の二の五の改正規定(に對する誠実義務)を「利益の保護のための体制整備」に、「掲示」を「掲示等」に改める部分及び「募集等の禁止」の下に「出資対象事業の状況に係る情報の提供が確保されない場合の売買等の禁止」を加える部分を除く。)、同法第五十二条の四十五の二の改正規定(に對する誠実義務)を「利益の保護のための体制整備」に、「掲示」を「掲示等」に改める部分及び「募集等の禁止」の下に「出資対象事業の状況に係る情報の提供が確保されない場合の売買等の禁止、出資対象事業の状況に係る情報が提供されない場合の募集等の禁止」を加える部分を除く。)、同法第五十二条の四十五の二の改正規定(に對する誠実義務)を「利益の保護のための体制整備」に、「掲示」を「掲示等」に改める部分及び「募集等の禁止」の下に「出資対象事業の状況に係る情報の提供が確保されない場合の売買等の禁止、出資対象事業の状況に係る情報が提供されない場合の募集等の禁止」を加える部分を除く。)、同法第五十二条の六十一の十七の改正規定(に對する誠実義務)を「利益の保護のための体制整備」に、「掲示」を「掲示等」に改める部分及び「募集等の禁止」の下に「出資対象事業の状況に係る情報が提供されない場合の売買等の禁止、出資対象事業の状況に係る情報が提供されない場合の募集等の禁止」を加える部分を除く。)、同法第五十二条の六十一の十七の改正規定(に對する誠実義務)を「利益の保護のための体制整備」に、「掲示」を「掲示等」に改める部分及び「募集等の禁止」の下に「出資対象事業の状況に係る情報が提供されない場合の売買等の禁止、出資対象事業の状況に係る情報が提供されない場合の募集等の禁止」を加える部分を除く。)

合の募集等の禁止<sup>一</sup>を加える部分を除く。)並びに同法第六十三条の二の五第三号及び第四号の改正規定、第十四条中保険業法第九条第八項の改正規定、同法第一百条の五の見出し及び同条第一項の改正規定、同条第二項を削る改正規定、同条第三項の改正規定、同項を同条第二項とする改正規定、同法第三百条の二の改正規定(「に対する誠実義務」)を出し及び同条第一項の改正規定、同条第二項を削る改正規定、同条第三項の改正規定、同項を同条第二項とする改正規定、同法第三百条の二の改正規定(「に対する誠実義務」)を

「利益の保護のための体制整備」に、「掲示」を「掲示等」に改める部分及び「募集等の禁止」の下に、「出資対象事業の状況に係る情報の提供が確保されていない場合の売買等の禁止、出資対象事業の状況に係る情報が提供されていない場合の募集等の禁止」を加える部分を除く。)並びに同法第三百十五条第四号及び第五号、第三百十六条の二第二号、第三百十七条の二第八号並びに第三百三号第四号から第六号まで及び第十二号の改正規定、第十六条の規定、第十七条中農林中央金庫法第五十九条の三、第五十九条の七、第五十五条の五並びに第九十九条の二の五第三号及び第四号の改正規定、第十八条(信託業法第二十四条の二の改正規定(「に対する誠実義務」)を「利益の保護のための体制整備」に、「掲示」を「掲示等」に改める部分及び「募集等の禁止」の下に、「出資対象事業の状況に係る情報の提供が確保されてない場合の売買等の禁止、出資対象事業の状況に係る情報が提供されていない場合の募集等の禁止」を加える部分を除く。)の

規定並びに第十九条中株式会社商工組合中央金庫法第二十九条、第五十六条第五項並びに第七十四条第三号及び第四号の改正規定並びに附則第九条、第十八条から第二十二条まで、第二十三条(第一項を除く。)、第二十四条から第三十三条まで、第三十五条、第三十六条及び第五十七条の規定、公布の日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日

(罰則に関する経過措置)

**第六十七条** この法律(附則第一条第三号及び第四号に掲げる規定にあっては、当該規定。以下この条及び次条において同じ。)の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)  
**第六十八条** この附則に規定するもののほか、この法律の施行に關し必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。